

# 税務事例研究

Vol. **198** 2024/3

## 〔法人税〕

外国子会社金融取引に伴う税務リスク  
.....成道 秀雄

## 〔所得税〕

スピンオフの活用  
—パーシャル・スピンオフ税制を中心に—  
.....渡辺 徹也

## 〔資産税〕

地積規模の大きな宅地の評価における規模格差補正率と  
居住用の区分所有財産の評価における区分所有補正率  
.....柴原 一

# 税務事例研究／198

## ■目次

### 法人税

外国子会社金融取引に伴う税務リスク……………	成道秀雄・1
はじめに……………	3
Ⅰ 移転価格ガイドラインにおける「独立企業原則」と「比較可能性分析」……………	3
Ⅱ 租税特別措置法（法人税関係）通達による金融取引の取り扱い……………	4
Ⅲ 金融取引（新指針3-7）……………	5
(1) 金銭貸借取引の調査に係る留意事項（新指針3-7（1））……………	6
(2) 債務保証等に係る留意事項（新指針3-7（2））……………	6
(3) キャッシュ・プーリングに係る留意事項（新指針3-7（3））……………	8
Ⅳ 金融取引に係る独立企業間価格の算定に係る留意事項（新指針3-8）……………	9
(1) 想定取引を比較対象取引とすることの可能性（新指針3-8（1））……………	10
(2) 新指針3-8（2）[信用格付等の活用]……………	10
(3) リスクフリー利率を用いた想定取引の利用可能性（新指針3-8（3））……………	13
(4) 資金コストアプローチの算定方法（新指針3-8（4））……………	13
(5) 銀行等に照会した見積利率（新指針3-8（5））……………	13
(6) 債務保証等に係る比較対象取引（新指針3-8（6））……………	14
(7) 相互作用による共通便益の適正配分（新指針3-8（7））……………	15

V 独立企業間利率の算定過程	19
1 内部比較対象取引	19
2 外部比較対象取引	20
3 1, 2も存在していない場合	23
外国子会社金融取引に伴う税務リスク 回答	24
おわりに	26

## 所得 税

スピノフの活用—パーシャル・スピノフ税制を中心に— ..... 渡辺徹也	27
I はじめに	28
II これまでの経緯	29
1 会社法改正と組織再編税制の導入（平成13年度改正）	29
(1) 会社分割	29
(2) 組織再編税制における適格分割	30
2 スピノフ税制の導入（平成29年度改正）	31
III パーシャル・スピノフ税制	35
1 背景	35
(1) パーシャル・スピノフと株式分配	35
(2) 企業はなぜパーシャル・スピノフを望むのか（スピノフとの対比）	35
2 制度の内容	37
(1) 概要	37
(2) 各要件	39
IV 各要件等の検討	40
1 20%未満要件	41

(1) 20%という数値は妥当か	41
(2) 完全子法人株式以外の排除	41
2 従業者継続要件	42
3 事業再編計画認定要件	42
4 その他の適格要件（要件①～⑥以外の要件）	43
V 事例の検討	43
VI おわりに（今後の課題等）	45

## 資 産 税

地積規模の大きな宅地の評価における規模格差補正率と居住用の 区分所有財産の評価における区分所有補正率	柴原 一・47
---	---------

I はじめに	50
II 地積規模の大きな宅地の評価	50
1 概要（財基通20-2）	50
2 適用要件	51
(1) 面積要件	51
(2) 所在地要件	52
3 評価方法	52
(1) 路線価地域	52
(2) 倍率地域に所在する場合	53
III 市街地農地である場合	53
1 市街地農地とは	53
2 農地の評価方法	53
IV 遺産分割協議の成立	54
1 遺産分割協議書	54

2	土地の分筆	55
V	区分所有建物の敷地の評価	55
1	居住用の区分所有財産の評価の新設（令和5年9月28日法令解釈通達）	55
2	評価方法	55
(1)	相続税評価額	55
(2)	評価乖離率	56
(3)	区分所有補正率	58
(4)	区分所有補正率を評価しない場合	60
VI	設問の回答	62

## 外国子会社金融取引に伴う税務リスク

成蹊大学名誉教授 成道秀雄

---

### 事例

#### [質問]

我が社S社の親会社P社は医薬品メーカーで、米国に本社を構えている。昨年末に糖尿病治療の医薬品の開発に成功し、今年初めに米国のFDAで製造販売の認可を得て、2025年初頭からアジア圏での製造販売を開始することとなった。この度の新薬開発によって長期的にかなりの売上の増加が予想されることから、新たにインドネシアにもB社を設立して製造工場の建設を予定している。我が社は米国P社の子会社であるが、アジア圏のフィリピン、タイ、韓国の海外子会社の地域統括会社として様々な指導、監督を行ってきており、この度の新設予定のインドネシア子会社も含めて、地域統括会社だけでなくキャッシュ・プーリング・リーダーとしての任も果たすこととなった。

ところで、2022年12月5日の日本経済新聞の朝刊で「子会社融資に税務リスク」というタイトルで、国税庁が移転価格税制に関する指針を改定して国外子会社に対する融資金利の設定が従来より厳しく求められることとなったとの記事が掲載された。内容をみると、我が社が懸念していたことが税務リスクとして明確化され、移転価格税制が適用されることも今後あり得るとの印象を得た。

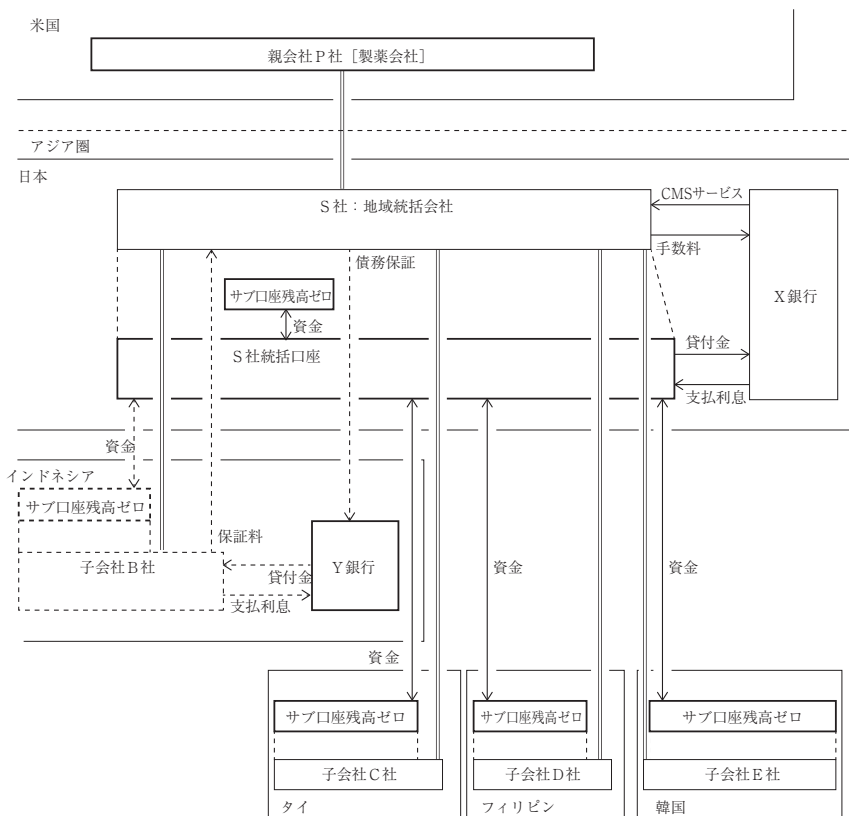
我が社の税務リスクとみられるものを次の3つにまとめたが、今後どのような方向で対処していけばよいか、ご教示願いたい。

(1) 一昨年の初めから長期金利の上昇がめざましく、ここに至って一服感はあるものの、国外子会社への貸付金に対して、それ相応の金利引き上げを求めている。コロナ禍による消費の低迷やウクライナ紛争での資源高でもって、国外子会社の業績の低迷が続いており、金利見直しの打診をしているが、国外子会社の大半では厳しい現下のもと、とても応じられないとの回答を得ている。そこで我が社としては、そのような厳しい回答をした国外子

会社においては近い将来での見直しという約束で金利の据置きを検討しているが、移転価格税制上問題とならないかの懸念もあり、ご教示願いたい。

(2) この度の糖尿病治療の医薬品製造のために、インドネシア子会社を設立して工場の新設を進めていくことを検討しており、出資だけでなく現地銀行からの借入においても全面的に支援するという事で、債務保証の用意もある。その際、インドネシア子会社から保証料を受け取らなければならないか。できる限りインドネシア子会社にとって負担の少ない金額で抑えたく、できれば無償にしたいとも思っているが、移転価格税制上問題はないか。

(3) 我が社は、この度のインドネシア子会社の創立を契機に、アジア圏の国外子会社の地域統括会社としてだけでなく、キャッシュ・プーリング・リーダーとしての任も果たすこととなった。キャッシュ・プーリング・リーダーとなれば、それぞれの国外子会社と我が社での預金のやり取りや、協力頂く我が社のメインバンクとの預金の出し入れや運用がなされることになるが、移転価格対応上留意すべきことがあればあげてほしい。



注 「CMSサービス」はキャッシュ・マネジメント・システムサービスのこと

## はじめに

2022年1月にOECD移転価格ガイドライン（以下、「移転価格ガイドライン」とする。）が公表され、その10章に「金融取引に係る移転価格の局面（Transfer pricing aspects of financial transactions）」が設けられた。それを受けて2022年6月に我が国の移転価格事務運営要領（以下、「事務運営指針」とする。）及び参考事例集が改正されている。この事務運営指針は税務調査での指針という位置付けであることから、事業会社においては事務運営指針に則して移転価格対応を進めることになる。事務運営指針及び参考事例集の改正部分の構成内容は、事務運営指針では「3-7 [金融取引について調査を行う場合の留意事項]」のうちで「3-7 (2)」の債務保証と「3-7 (3)」のキャッシュ・プーリングが新たに追加され、「3-8 [金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項]」では大幅な修正がなされている。参考事例集では「事例4」（独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合）〈前提条件2 金銭の貸借取引の場合〉が修正され、そして「事例4」〈前提条件3 債務の保証の場合〉と「事例7」（寄与度利益分割法を用いる場合）〈前提条件4 キャッシュ・プーリング〉が新たに追加されている。

事務運営指針及び参考事例集は移転価格ガイドラインを下敷きにして作られたものであることから、移転価格ガイドラインの方が詳しいものとなっており、実務では事務運営指針及び参考事例集をメインにして、補完的に移転価格ガイドラインを参照して移転価格対応を進めることになる。

### I 移転価格ガイドラインにおける「独立企業原則」と「比較可能性分析」

移転価格ガイドラインの第1章「独立企業原則（The arm's length principle）」から第3章「比較可能性分析（Comparability analysis）」では取引全般に当てはまる重要な指針が示され、それゆえ金融取引においても適用される。

独立企業原則の正式な解釈はOECDモデル租税条約に次のように記載されている（OECDモデル租税条約第9条第1項）。

「商業上又は資金上の関係において、双方の[関連]企業の間には、独立の企業の間には設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であって、その条件のために当該一方の企業の利得にならなかったものに対しては、これを、当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。」



「独立企業原則」は、比較可能な状況下での比較可能な取引において（すなわち「比較可能な非関連者間取引」において）、独立企業間であれば得られたであろう条件を参考として所得を調整しようというものであり、多国籍企業グループのメンバーを、1つの統合された事業体の不可分な部分ではなく、個別に事業を営む主体として扱うというアプローチに従うものである。この個別事業体アプローチは、多国籍企業グループのメンバーを個別の独立した事業体として扱うため、これらメンバー間の取引の性質や条件が比較可能な非関連者間取引において得られたと思われる条件と異なるかどうかにより焦点が置かれることとなる。このような関連者間取引と非関連者間取引の分析は、「比較可能性分析」と呼ばれている（OECD 移転価格ガイドライン 1.6（カッコ内は「ガイドライン」とする）国税庁参考仮訳）。

「比較可能性分析」は独立企業原則の適用において最も重要な要素といえる。独立企業原則の適用は、関連者間取引における条件と、当事者が独立企業であり、かつ、比較可能な状況下で比較可能な非関連者間取引を行った場合において独立企業間が設定するであろう条件との比較に基づくものである。その分析には、2つの鍵となる側面がある。

第一に、関連者間取引を正確に描写する（accurately delineated）ために関連者間の商業上又は財務上の関係並びにこれらの関係に付随する条件及び経済的な状況を特定することである。第二に、正確に描写された関連者間取引に係る条件及び経済的な状況と、独立企業間の比較対象取引に係る条件及び経済的な状況とを比較することである（ガイドライン 1.33）。関連者間の商業上又は財務上の関係において特定される必要がある経済的な特徴又は比較可能性の要素は、概して以下のように分類される（ガイドライン 1.36）。

- 取引の契約条件
  - 取引の各当事者が使用する資産及び引き受けるリスクを踏まえた各当事者が果たす機能（当事者が所属する多国籍企業グループによる、より広範な価値創造にその機能がどのように関係しているかを含む）、取引をめぐる状況及び業界の実務
    - 譲渡される資産や提供される役務の特徴
    - 当事者及び当事者が活動する市場の経済状況
    - 当事者が採用する事業戦略
- 多国籍企業グループ内の金融取引に入っていくと、他の取引と同様に、その金融取引を正確に描写し、機能リスク分析を行った上で、比較可能性分析を行っていく。

## II 租税特別措置法（法人税関係）通達による金融取引の取り扱い

我が国の移転価格税制での執行上の取り扱いとしては、上記事務運営指針の他に租税特別措置法（法人税関係）通達（以下、「措置法通達」という。）66の4（3）－3〈比較対象取引の

選定に当たって検討すべき諸要素等)及び66の4(8)―5(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)があり、その措置法通達の改正によっても事務運営指針(以後は2022年6月改正前の指針を「旧指針」、改正後を「新指針」とする。)の見直しがなされてきている。

措置法通達66の4(3)―3では、上記移転価格ガイドライン1.36の「独立企業原則の適用のための指針」に準じて、関連企業間の「正確な描写」、すなわち「内容を的確に把握」に関連して言及されている5つの要素に相当する諸要素①資産等の内容等、②機能分析、③契約条件、④市場状況、⑤事業戦略が掲げられている。非関連者間取引が比較対象取引たり得るかを判断するに、国外関連者及び非関連者の事業の内容等並びに上記の5つの諸要素の類似性を勘案することに留意して、移転価格税制上問題があるかを判断すべきとしている。

さらに、措置法通達66の4(8)―5では、租税特別措置法(以下、「措置法」とする。)第66条の4第2項に規定する「最も適切な方法」として独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を適用する場合には、比較対象取引に係る通貨が国外関連取引に係る通貨と同一であり、かつ、比較対象取引における貸借時期、貸借期間、金利の設定方式(固定か変動か、単利か複利か)、利払方法(前払いか後払いか)、借手の信用力、担保及び保証の有無その他の利率に影響を与える諸要因が国外関連取引と同様でなければならないとしている。そして注書きで国外関連取引の借手が銀行等からその国外関連取引と同様の条件の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率(想定利率)を比較対象取引における利率として独立企業間価格を算定する方法は、「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」となることに留意する必要があるとしている。

金融取引においては、通常、独立価格比準法を適用し得る場合が多いと考えられるが、借手が非関連者に再融資している場合には、通常のリザやを控除して独立企業間金利を算定するのが再販売価格基準法と同等の方法を用いたことになり、調達金利に通常のマージンを加算すれば、原価基準法と同等の方法を用いたことになる。この「原価基準法と同等の方法」については、下記「IV(4)」に通じるところがある。

### Ⅲ 金融取引(新指針3―7)

新指針3―7は、新指針3―7(1)、3―7(2)、3―7(3)から構成されており、3―7(2)と3―7(3)は新指針になって新たに追加されたものである。新指針の頭書きには、金融取引の税務調査で金融取引の内容を的確に把握するためには、先のⅡで示した措置法通達66の4(3)―3で示されている5つの要素に基づいて、その金融取引の通貨、時期、「取引の正確な描写」、すなわち「金融取引の内容等を的確に把握」して、移転価格税制上問題がないかを検討することとなった。

旧指針 3-7 では、金融取引のみを想定した構成となっており、法人税基本通達 9-4-2 の子会社等を再建する場合の無利息貸付等の適用がある金銭の貸付、並びに国外関連取引において返済期日が明らかでない場合の金銭の貸付に関する留意事項のみが示されていた。

### **(1) 金銭貸借取引の調査に係る留意事項（新指針 3-7 (1)）**

新指針 3-7 (1) では、法人と国外関連者との間で行われた金銭貸借取引について調査を行う場合には、措置法通達 66 の 4 (8) - 5 で示された諸要因に対しても配慮することが示されている。この措置法通達は先の措置法通達 66 の 4 (3) - 3 とともに新指針が示される前から存在していたが、この度の新指針では、金融取引の税務調査においても留意事項となったことを明確に示したことになる。

そして、旧指針にも示されていた法人税基本通達 9-4-2 の無利息貸付と返済期日のない融資の場合の事項が注 1, 2 で残されている。

### **(2) 債務保証等に係る留意事項（新指針 3-7 (2)）**

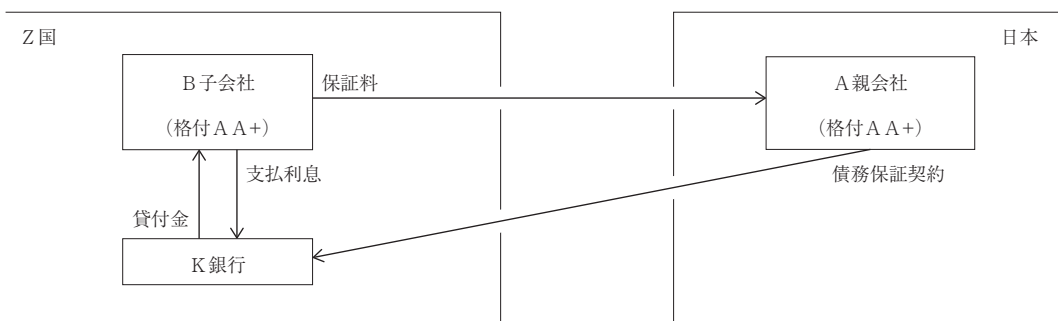
債務保証はもともと、その差し入れで親会社側に特別な費用が発生することはなく、金融機関との間で契約を締結するだけということが多かった。しかし、新指針では保証料の授受は当然の前提となり、かつ具体的な保証料率の計算方法まで提示されることになった。かつて、仮に保証料の授受があっても、借手の信用力が全くといっていいほど考慮されていなかったことから、本来あるべき保証料よりも不当に低い金額が付されてきたといえる。

新指針での債務保証等の税務調査の留意事項として、その債務保証等の対象である債務の性質及び範囲並びにその債務保証等が法人又はその国外関連者に与える影響に配慮することとされた。新指針では債務保証等を、「一方の者による他方の者の債務の保証その他これに類する行為をいう。」と定義付けている。

債務保証等が法人又は国外関連者に与える影響について検討する場合には、例えば、債務保証等を行った一方の者が、債務者である他方の者の債務不履行によって、その他方の者に代わってその履行を遂行する法的な責任を負っているか。さらには、その債務保証等により、その他方の者の信用力が増しているかどうかを検討することになる。

なお、債務保証等を受けた者で何の便益も生じなければ、独立企業間での対価も生じない。すなわち保証料の授受はないといえる。

## (事例1)



(注) A社グループ外であればBB, A社グループ内で債務保証を受けない場合はAA

## ○事業概況

A社は、Z国の関連子会社B社の工場新設の資金調達のために、Z国のK銀行と債務保証契約をした。B社はK銀行から、期間10年、年利2%（固定金利、単利）、利払い年1回で、Z国通貨建てにより借入をした。なお、B社はA親会社の債務保証がなくても借入は可能である。

## ○国外関連取引の概要

B社はA社に対して、期間10年、年1回、保証料率年0.1%の支払いをする債務保証契約となっている。

## ○保証リスク

A社の信用格付はAA+で、B社の信用格付はAAである。ただしB社がA社グループに属していなければ、B社の信用格付はBBとなる。

## ○移転価格税制上の取り扱い

[1] 独立企業間保証料の算定のためには、措置法第66条の4第2項により、最も適切な方法として「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」とされたとする。

[2] 公開データベースにより、国外関連取引と同時期にZ国に所在する信用格付AA（A社グループ内の信用格付）のB社がK銀行と行う借入期間10年、利払い年1回及びZ国通貨建ての条件による金銭の貸借取引に係る利率は3%（A社グループ外の信用格付BBであれば4%）であることが確認できる。また、B社がK銀行に支払う利率は、A社の信用格付と同等のAA+の信用格付を有する法人がB社と同様の状況の下で借り入れた場合に付されたであろう2%であることが確認できる。このことから、

A社による債務保証によりB社の借入条件の借入利率が3%から2%に、その差額1%相当の改善がなされていることが分かる。

- [3] 公開財務ツールにより、A社の保証対象であるB社の債務不履行による期待損失率（デフォルト確率を勘案した期待損失の額のその債務の額に対する割合）は0.8%と算定されたとする。

#### ○独立企業間保証料率の算定方法

このことから、A社とB社との間の金銭の貸借取引に係る独立企業間の保証料率をイーールドアプローチの спреッドの差1%とコストアプローチの期待損失率0.8%の平均値の0.9%となる。

#### [付記]

- [1] A社は、B社が債務不履行になった場合に、その履行をする法的責任を負っており、また、A社が保証債務を負っていることで、B社がその保証債務を受けていない時よりも支払利息の額が低くなっているなど、その保証債務により、A社又はB社に影響が生じていることが認められるので、移転価格税制上問題があるかを検討する必要がある。なお、単にB社がA社グループに属しているということで、信用格付がBBからAAに格上げされているが、要するに支払利率が4%から3%に低くなっているが、それはA社とB社とが受動的関係のみからの付随的便益に起因するものであるから対価性が無く、A社とB社で配分される経済的便益とはいえない。
- [2] 事例2のイーールドアプローチで算定された、いわゆる信用力に応じたspreッドの差とコストアプローチで算定された期待損失率の平均値を保証料率としたが、さらにクレジット・デフォルト・スワップやその他の方法による方が、さらに最適な算定方法であれば、それをを用いる必要がある。すなわち、それぞれの国外関連取引について情報の入手可能性を勘案して、合理的に算定すべきといえる。
- [3] 債務保証を含め、信用を補完する行為には様々な種類が存在する。本事例では、B社にとってどのような商業的又は経済的価値を有しているのか。保証者すなわち信用補完を与えるA社と、被保証者、すなわち信用補完を受けるB社において生ずる影響を的確に把握して移転価格上の問題の有無を検討する必要がある。

### (3) キャッシュ・プーリングに係る留意事項（新指針3-7(3)）

金融取引に関連して、法人及び国外関連者が属する多国籍企業グループのキャッシュ・フロー、支払能力及び為替リスクの管理並びに資金の調達及び運用・その他の財務上の活動（これ

らの活動に付随して行われる利害関係者間の調整，代理その他の活動を含む。)をその法人又はその国外関連者が行っている場合のその活動の取扱いを検討するに，新指針3-10 [企業グループ内における役務提供の取扱い]，新指針3-11 [企業グループ内における役務提供に係る独立企業間価格の検討] の内容も踏まえる必要があるとしている。すなわち，それらの財務活動が経済的又は商業的価値を有する役務提供に該当するかどうかを検討される。

なお，その財務活動を通じて移転される，その法人及び国外関連者の資金残高にも留意して，その財務活動に係る全体の状況に配慮し，その活動を通じて，その法人及びその国外関連者が意図的に協調することにより生ずる，その多国籍企業グループ内の相互作用により，その法人及び国外関連者の支払うべき利息の減少又は受け取るべき利息の増加，その他の便益（相互作用による共通便益），すなわちシナジー効果が生じているかも検討する必要があるとしている。ここでは，その共通便益の額が独立企業原則に則してその法人及び国外関連者に適切に配分されているかが問題となる。

#### IV 金融取引に係る独立企業間価格の算定に係る留意事項（新指針3-8）

金融取引を事業としていない会社では，現実に行われた取引の中から比較対象取引を選定することが難しい場合には，想定した取引を比較対象取引として用いらざるを得ない。

旧指針では，①借手が銀行から調達した場合の利率（借手の信用力に応じた市場金利），②貸手が銀行から調達した場合の利率（貸手の信用力に応じた市場金利），③国債等の運用利率の優先順位で，①，②，③の何れかの取引を想定して，独立企業間金利を算定する取扱いが示されていたが，どのような場合に優先順位の低い市場金利を用いて税務調査ができるのかについて明確にはされてこなかった。そのため上記②の貸手の資金調達コストに若干の手数料を加えての金利を設定したり，③国債の利回りをベースにして金利を設定する事業会社が多かった。しかし，②，③では不当に低い金利設定をする余地があり，必ずしも，独立企業原則に則しているとはいえないとして，新指針では②③は削除されている。

そこで，基本的な考えとしては，新指針3-7 (1) [金銭の貸借取引の調査に係る留意事項] に従って把握した取引内容等を踏まえて，次の(1)から(7)までの7つの事項に留意して，新指針4-1 [最も適切な方法の選定に関する検討] に基づいて，取引の内容を的確に把握した上で，措置法66条の4第2項に定められている独立企業間価格の算定方法のうち，「最も適切な方法」により算定しているかどうかを検討する必要がある。

新指針や参考事例集においては，金融取引に十分な比較可能性が求められていることから，最も適切な移転価格の算定方法として，基本的には，「独立価格基準法に準ずる方法と同等の方法」が考えられている（新指針3-7，参考事例集第1章事例4ポイント，同前提条件2

「独立企業間価格の算定方法の選定」。

新指針 4—1〔最も適切な方法の選定に関する検討〕では、措置法通達 66 の 4 (3) — 3 に掲げる諸要素等（金融取引とすれば、法人、国外関連者及び非関連者の事業の内容、並びに次の①から⑤までの諸要素（①金融資産の種類、役務の内容等、②貸手又は借手の果たす機能、③契約条件、④市場の状況、⑤貸手又は借手の事業戦略）の類似性に基づいて国外関連者の内容等を的確に把握し、次の措置法通達 66 の 4 (2) — 1 (1) から (4) までに掲げる点等を勘案して、その国外関連取引に係る比較対象取引の有無等を検討することになる。

(1) 金融取引での対価を独立企業間価格で算定するにおいて租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項に掲げる方法（①独立価格比準法、②再販売価格基準法、③原価基準法、④利益分割法、⑤取引単位営業利益法、⑥ディスカウント・キャッシュ・フロー法、⑦①～⑥の方法に準じる方法）の長所又は短所

(2) 国外関連取引の内容及びその国外関連取引の当事者の果たす機能等に対する独立企業間価格の算定方法の適合性

(3) 独立企業間価格の算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性

(4) 国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度

## (1) 想定取引を比較対象取引とすることの可能性（新指針 3—8 (1)）

金融取引を事業としていない会社が金融取引を行っている場合には、上述したように措置法通達 66 の 4 (8) — 5 の注書きで示されているように、国外関連取引の借手が銀行等からその国外関連取引と同様の条件の下で借り入れたと想定した場合に付されるであろう利率を比較対象取引における利率として独立企業間価格を算定する方法の「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」の選択を検討することになる。

ここで「独立価格比準法と同等の方法」を適用できないかについては、現実に行われる取引を比較対象取引としているため、現実において選定することができない場合には適用できないことになる。

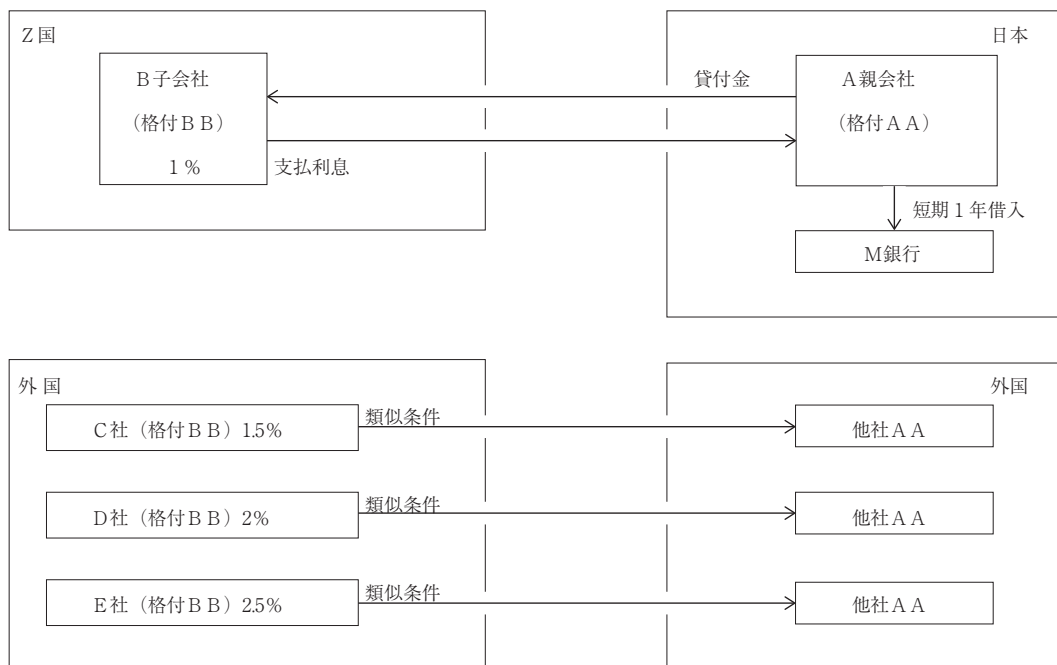
## (2) 新指針 3—8 (2)【信用格付等の活用】

措置法通達 66 の 4 (8) — 5〔金銭の貸付け又は借入れの取扱い〕では、独立価格比準法と同等の方法を適用するにおいては、比較対象取引に係る通貨や借手の信用力等の諸要素が同様であることが必要であると示されていることから、借手の信用力を考慮して比較対象取引を選定することは問題がないと思われる。そこで、新指針では、信用力の比較可能性を検討する、信用格付その他の信用状態の評価の結果を表わす指針（以下、「信用格付等」という。）を用いることができることを明確にしている。すなわち、取引に当事者の信用力に応じての金銭貸借

取引に係る独立企業間利率を算定するには、その当事者の信用格付等を用いるとするのである。

国外関連子会社の金利にその信用力を反映させるとなると、公開データベースでもって信用格付等を評価、決定する作業が必要となる。その結果として得られた信用格付等に基づき、ベンチマーク分析でもって独立企業間利率レンジを算出することになる。その独立企業間利率レンジ、その平均の利率が親会社と国外関連子会社に適用される利率とされよう。

(事例 2)



○事業の概況

A社とB社（A社のZ国子会社である。）は金融取引を主たる事業としていない。B社の業績は好調であり、A社からの支援を必要としていない。

○取引の概要

A社はB社に、工場新設のための資金を、期間10年、年利1%（固定、単利）、利払いは年1回として、Z国通貨建てでB社に貸付けた。A社の貸付は、全て自己資金を原資としており、A社がZ国通貨に換算し、B社に送金したものである。



○A社の資金調達実績

A社はメインバンクのM銀行以外の非関連者たる金融機関との間で金銭貸借取引を行ったことがない。A社は今までM銀行からは短期1年の借入のみを行ってきている。

○信用リスク

A社の信用格付はAA，B社の信用格付はBBとする。

○移転価格税制上の取り扱い

新指針に基づけば次の通りとなる。

公開データベースを利用すると，A社とB社との国外関連取引と同時期に，Z国に所在する信用格付BBの法人が，A社とB社の国外関連取引と同様の条件での金銭貸借取引に係る情報が3つ把握された。C社の1.5%，D社の2%，E社の2.5%の金銭貸借取引の利率で，その平均が2%であった。なお，M銀行から，この度の国外関連取引の類似取引の情報を得たが，その利率やスプレッドは融資の審査・承認を経て，実際の取引において適用されたものではなく，見積り上の指標であったことから，比較対象取引として用いることは適切でないとした。

○独立企業間利率の算定方法の選定

本事例では，B社と同程度の信用格付BBを有する法人が借り入れた金銭貸借取引の利率の平均を基に独立企業間利率を算定する「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」を最も適切な方法として選定した。

以上から本事例でのA社とB社との間の金銭貸借取引に係る独立企業間利率は「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」で算定された2%とされた。

[付記]

通常では借手の信用格付を基にして独立企業間利率を算定するのであるが，例えば借手の多国籍企業グループの中での貢献度合が大きいために貸手の信用格付と変わらない場合には，その貸手の信用格付を用いて独立企業間利率を算定することもできる。

国外関連取引の借手及び貸手が非関連者で行う内部の比較対象取引を見出せない場合でも公開データベース等から外部の比較対象取引が把握できる場合がある。また，金銭貸借取引に係る比較対象取引が把握できない場合には，その借手又は貸手と業種，規模及び信用格付等が類似する法人が発行する社債の利回り等を用いて独立企業間利率を算定できることがある。

### (3) リスクフリー利率を用いた想定取引の利用可能性（新指針 3—8 (3)）

新指針では、貸手が金銭貸借取引に係るリスク管理能力を有していない、又は意思決定機能を果たしていない、単に資金の提供だけの「キャッシュボックス」であれば、貸手の利益は、銀行間取引金利、金利スワップレート又は国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率に、その他スプレッドがゼロの、又は概ねゼロに近いものの市場金利等（以下、「リスクフリー利率」という。）を超えないものとしている。リスクフリー利率は、実務では国債利率が参考にされるが、銀行間金利や金利スワップレート等も用いられるとされている。そこで、単に資金提供を行う者が得るべき利益を検討する際には、リスクフリー利率を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができるとされた。なお、リスクフリー利率として銀行間金利や金利スワップレート等を用いる場合には、貸手の事務経費が含まれることになるために、スプレッドがゼロの、又は概ねゼロに近い市場金利等であるとしている。

新指針ではスプレッドを、一方の者が他方の者の信用リスクを引き受ける場合に得るべき利益に相当する利率等（金利その他これに類する指標をいう。）とし、その一方の者が、その信用リスクを引き受ける場合の管理費用、その他の費用に相当する部分及び当該信用リスクに相当する部分も含むとしている。

### (4) 資金コストアプローチの算定方法（新指針 3—8 (4)）

上記 (3) のリスクフリー利率は、限定的ではあるものの独立企業間利率として扱われているが、比較可能な非関連者間取引が現実に存在しない場合であっても、独立企業間利率を設定するための代替手段として、資金コストアプローチを使用できる可能性があるとしている。貸手が融資用の資金を調達する際に負担する借入コストとして、融資の手配費用や融資に必要な貸手の資本コストの増分を含む利ざや等を追加することで利率を算定するのである（ガイドライン 10.97）。貸手の借入コストとして、例えば、公開されている銀行間取引金利、金利スワップレート又は国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率その他のスプレッドが零の、又は概ね零に近い市場金利等すなわちリスクフリー利率にスプレッドを加算した取引を、想定した比較対象取引として用いることができることを明らかにしている。

### (5) 銀行等に照会した見積利率（新指針 3—8 (5)）

非関連者である銀行等に照会して取得した見積り上の利率又はスプレッドのように現実に行われていない取引によらない指標は、市場金利等には該当しないこととなっている。例えば親会社と国外関連会社と金融貸借取引を締結するにおいては、親会社のメインバンクから適用金利を打診し、その返答をもとにして金利を設定することが多いが、そのような金利の設定方法が移転価格対応の対象となった。そこで、親会社としては、自ら市場金利データを取得して独

立企業間利率を設定しなければならないのであるが、そのような市場金利データを入手することが困難な場合が多いであろう。実務的には公開データベースを使用して市場金利データを入手することになる。その際にはデータベース会社と契約して、かかる金利算定方法に精通している専門家の支援を仰ぐことになるのではないか。

ただ、新指針3-8(5)の注書きでは、法人が現実の取引によらない指標を用いた想定取引を比較対象取引として国外関連取引に係る対価の額を算定している場合であっても、そのことのみをもって、その国外関連取引について措置法第66条の4第1項の規定を適用しないことに留意すべきとしている。このことは、法人が見積利率又はスプレッドを用いて金融取引の対価を算定している場合であっても、信用格付等をもとに独立企業間利率レンジを算定したところ、その対価の額が独立企業間利率レンジに入れば、法人の算定した額が独立企業原則に反していない場合もあろう。

銀行意見による利率が独立企業間利率レンジの中にあるかを検討した上で、移転価格対応があるかを判定する必要がある。

#### (6) 債務保証等に係る比較対象取引（新指針3-8(6)）

法人の国外関連者に対する債務保証等については、例えば、次に掲げるイからハの事項を勘案した想定取引を比較対象取引とすることができる。なお、何れの事項を採用しても、債務保証委託取引の具体的な事実に基づき、被保証者が銀行から受ける融資の金利と、その被保証者信用格付に基づくベンチマーク分析による金利差を比較したうえで、債務保証により被保証者の信用力が増していることと、被保証者が経済的便益を享受していることを確認する必要がある。

イ. イールドアプローチ 債務保証等の対象である債務の主たる債務者が、その債務保証等が行われていないとした場合とその債務保証等が行われたとした場合のそれぞれにおいて、その債務に係る債権者に対して支払うべき利息その他これに類する支払いに係る利率等の差で保証料を算定する。

例えば、債務保証行為の経済的便益を享受する期間が5年、債務保証前の被保証書の信用格付がBB（5年のイールドが1.5%）、保証後の信用格付がBB<sup>+</sup>（5年のイールドが1.2%）となる場合、1.5%から1.2%を控除した0.3%が利率等の差となる。

ここで全ての利率の差分全てを保証者の債務保証の提供の対価とすると、金融機関から融資を受けることが無意味となってしまうため、独立企業原則に則した保証料というのであれば、保証者と被保証者が相互に有益な取引となるよう、その利益等の差を分割して、その一部を被保証者が獲得することが望ましいともいえる。

ロ. コストアプローチ 債務保証等の対象である債務の不履行が生ずる場合に、当該債務保証

等を行った者が負担すべき損失の額（その債務の不履行が生ずる確率を勘案して算定される損失の額で期待損失という。）に債務保証を引き受けることで稼得すべきリターンを加味して保証料を算定する。

保証者と被保証者の信用格付が同格であっても外国子会社がデフォルトに陥って借入金の返済が滞ってしまうこともあり得、そのような場合でも保証料の算定が可能となるメリットがある。

ハ. クレジット・デフォルト・スワップアプローチ 一方の者が金銭を支払い、これに対してあらかじめ定めた第三者の信用状態に係る事由（債務の不履行その他これに類する事由をいう。）が生じた場合に、他方の者が金銭を支払うことを約するデリバティブ取引に係るスプレッドのうち、その債務保証等の対象となる債務に係る信用リスクと同様の信用リスクに相当するものでもって保証料を算定する。

参考事例集の事例4では、イールドアプローチとコストアプローチによって算定された数値の平均を合理的な数値により比較対象取引を想定した取引を比較対象取引とすることができるとしている。保証により軽減した利率等のメリットを法人と国外関連者との間で折半するという行動は一定の合理性があり、独立企業間でも認められ得ることから、平均値を独立企業間価格とすることには一定の合理性があると考えられるが、イールドアプローチとコストアプローチの何れかを用いるのも最適な方法と認められる場合もあろうから、正確な描写によって現状を適切に把握することが必要であろうとしている（大山静雄「移転価格事務要領（事務運営指針）の一部改正について」『国際税務』51頁 Vol.42 No.10 2022年10月号）。

## （7） 相互作用による共通便益の適正配分（新指針3—8（7））

キャッシュ・プーリングは、企業グループ内の余剰資金の有効活用や、金融機関への支払利子の削減、グループ全体の財務ガバナンスの強化のために導入されている。

相互作用による共通便益が生じているときは、その共通便益が独立企業原則に則して法人及び国外関連者に適切に配分されているかを検討する必要がある。法人及び国外関連者が共通便益の発生に寄与した程度に応じて配分されているかを考察することになる。参考事例集事例7では、それぞれのキャッシュ・プーリングの参加者たる法人及び国外関連者の貢献度合によって、利益分割法により独立企業間価格を算定している。

キャッシュ・プーリング取引においては、必要に応じて次のそれぞれについて検証を行うことが考えられる。

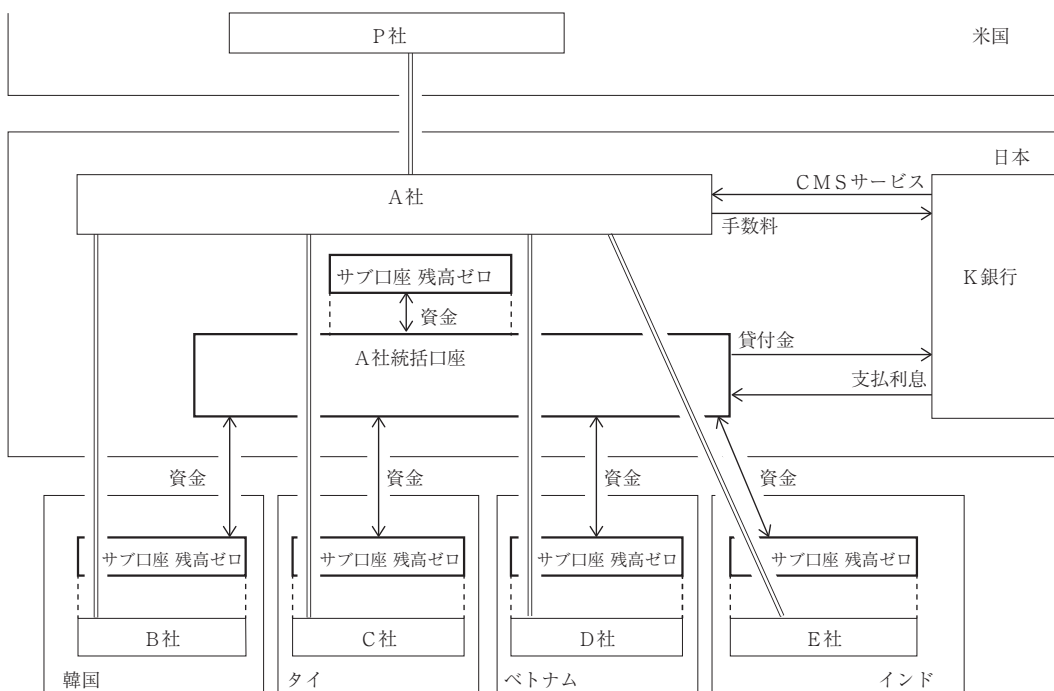
- キャッシュ・プーリング参加者の負担する機能リスクの分析
- キャッシュ・プーリング・リーダーにもたらされる対価の検証
- 関連者間貸付・預入取引に設定される金利水準の、独立企業原則に則した検証

○取引が長期とみなされ得るかの検証及び長期とみなされる場合の運用方法の検討

（深田祐一、紺谷綾香「金融取引に係る『移転価格事務運営要領の一部改正』と今後の税務調査等への影響」『国際税務』123頁 Vol.42 No.10 2022年10月号）

親会社がキャッシュ・プーリング・リーダーで、国外関連子会社が参加しているキャッシュ・プーリングがあるとする。キャッシュ・プーリング・リーダーはキャッシュ・プーリングに関する財務管理機能（例えば取引銀行との交渉、調整、キャッシュ・プーリングの財務管理、参加者の口座残高の管理、マスター口座の帳簿入力など）を担うとともに、使用した資産、キャッシュ・プーリング契約の推進上引き受けたりスクを負担し、かつキャッシュ・プーリング参加者全員にメリットがあるように金利を設定している。この場合に、キャッシュ・プーリング・リーダーが担う財務管理機能等に対して適切な報酬が支払われているか、キャッシュ・プーリング参加者全員の相互作用によって享受するキャッシュ・プーリング・ベネフィットの配分がキャッシュ・プーリング参加者の貢献度合に応じて配分されているかによって移転価格対応が必要とされるか否かが決定される。キャッシュ・プーリング・リーダーの財務管理機能による役務提供や、企業グループ内の役務提供において、新指針3-10（企業グループ内における役務提供の取扱い）、3-11（企業グループ内における役務提供に係る独立企業間価格の検討）が適用されるかが検討されよう。

## (事例3)



## ○事業概況

日本のA社はP社の外国子会社であって、P社グループ内の資金管理を業としている。韓国のB社、タイのC社、ベトナムのD社及びインドのE社は、それぞれA社の外国子会社である。P社グループの資金管理の効率化推進のために、A社をプール・リーダーとする資金プーリング契約をA社、B社、C社、D社及びE社で締結した。

## ○グループ内資金プーリング契約

A社はプール・リーダーとして非関連者であるK銀行との間でグループ内資金プーリング契約を締結することにより、A社は統括口座とサブ口座、B社、C社、D社及びE社はそれぞれサブ口座を開設した。

A社、B社、C社、D社及びE社のサブ口座について、残高がプラスの場合にはゼロとなるように、その資金はA社の統括口座に集められ、残高がマイナスの場合には、ゼロとなるようにA社の統括口座から資金の送金を受ける。このように、それぞれのサブ口座と

A社の統括口座との間での資金移動によって、各サブ口座の残高が定期的にゼロとなるように調整することとされている。A社の統括口座に集中した資金はサブ口座を通じてA社、B社、C社、D社及びE社において入出金が可能である。

K銀行はグループ内資金プーリング契約に基づき口座管理を行っており、リアルタイムで資金移動の状況をA社に対して通知している。

また、K銀行はA社統括口座にプールされた残高に応じて、預金利息（年利1.5%）をA社に対して支払っているが、ここで注意しなければならないことは、例えばA社、B社とC社はプラスの預金であったことから、利息を受け取り、D社とE社はマイナスの預金であったことから利息を支払うことで、それぞれの社はキャッシュ・プーリングを導入する以前よりも金利が有利になっているということである。そしてそれぞれの社がA社統括口座に提供したプラス、マイナスの預金においては、金額、期間、変動か固定か、複利か単利か、などが異なるであろうということである。A社の受取利息が独立企業間受取利息よりも高ければ、逆に支払利息が独立企業間支払利息よりも低ければ（支払わないことも含めて）、移転価格対応がなされる可能性があるということである。

A社はK銀行からの通知を受けて、資金移動の度にグループ内で生じる資金の貸借を記帳する等の役務提供を行っている。A社は、この役務提供の対価として、その預金利息の中から「取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法」によりその役務提供の総原価に5%のマークアップを加算して算定した金額の配分を受けている。

#### ○グループ内資金プーリング契約の効果

グループ内資金プーリング契約により、A社、B社、C社が現在の取引銀行に預金するよりも良い条件で、K銀行から利息を受け取り（取引銀行では年利0.5%で、K銀行では年利1%）、そしてD社及びE社が現在の取引銀行から借入する場合よりも良い条件で利息を支払っている（取引銀行では年利2%で、K銀行では年利1.5%）。

#### ○移転価格税制での取り扱い

A社、B社、C社、D社及びE社が結んだグループ内資金プーリング契約は、グループ全体での資金管理の効率化を目指して5社で締結したものであり、5社が契約に従って意図的に協調したことにより、K銀行から受け取る利息が年利0.5%から1%へ増加し、支払う利息が年利2%から1.5%に減少していることから、相互作用による共通便益が生じているものと認められるとする。

A社の記帳等の役務提供の対価は独立企業間価格と認められる。

（独立企業間利率の算定方法の選択）

グループ内資金プーリング契約に基づきA社、B社、C社、D社及びE社間で行われる

資金移動により預金残高が集中したA社統合口座に対し、K銀行から支払われた預金利息のうち、A社の行う記帳等の役務提供の対価に相当する部分を除く金額を、資金移動が行われる前のA社、B社、C社、D社及びE社の口座残高（又はマイナスの口座残高）に応じて配分（又は吸収）する「寄与度利益分割法に準ずると同等の方法」又は「残余利益分割法に準ずる方法と同等の方法」を最も適切な方法として選定し、独立企業間価格（利息額）を算定することが妥当と認められる。

#### ○まとめ

キャッシュ・プーリング契約に係る取引については、法人及び国外関連者の意図的な協調活動を通して生み出されるグループシナジー効果によって、貯蓄の増加（取崩しの減少）と資金の効率性の向上等が生じる。個々の事案において意図的な協調行動によって、どのような効果が生じるかについて検討し、その効果の性質、利益又は損害を受ける金額及び、その利益又は損失の配分方法を検討する必要がある。

## V 独立企業間利率の算定過程

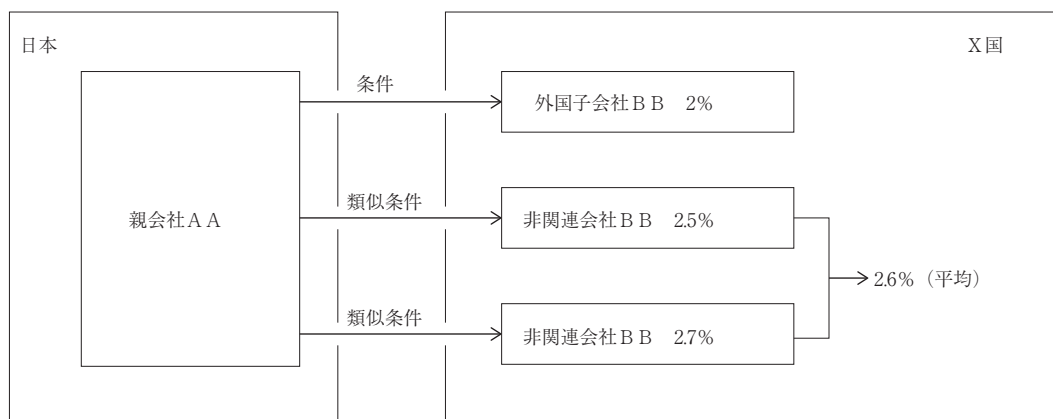
ここでは内部比較対象取引が存在する場合、次に内部比較対象取引は存在しないが外部比較対象取引が存在する場合、さらに内部比較対象取引、外部比較対象取引の何れも存在しない場合に分けて、独立企業間利率の算定過程を示してみる。

### 1 内部比較対象取引

金融取引を本業としていない事業会社にあつては、金融に係る関連会社取引と同じ取引を内部で行っていることは、まずあり得ない。それゆえ、ここで示す内部比較対象取引は、稀有な取引といえる。

親会社は、外国子会社との類似の金融取引を、X国の他の非関連会社とも行っていることになる。ここでは比較可能であるための厳しい基準を満たさなければならず、その結果として独立企業間利率の平均が2.6%となったとすれば、本事例の関連会社間利率2%よりも高いので、税務調査に備えての移転価格対応が必要となるかもしれない。





## 2 外部比較対象取引

上記1の内部比較可能取引は存在しないが、外部比較可能取引が複数存在する場合である。ここでは、親会社は信用格付を有しているが外国子会社は信用格付を有していない場合と親会社も外国子会社の何れも信用格付を有していない場合に分けて、解説を加えることとする。そもそも外国子会社であれば、社債でも発行しない限り信用格付を有していることはほとんどないといえる。

### ○親会社は信用格付を有しているが外国子会社が信用格付を有していない場合

一般的には、S&P グループ格付手法を用いて、親会社の信用格付を用いて、外国子会社の信用格付を評価する。S&P グローバル・レーティングは世界最大手の格付機関であり、米国ニューヨークに本部を置いている。S&P グループ格付手法が欧米では普及しており、税務当局もこのS&P グループ格付手法でもって税務調査を進めているのが現状である。今後我が国において欧米に倣って、S&P グループ格付手法が普及していくのではないか。

S&P グループ格付手法には次の8つの判定基準がある。

- ①売却される可能性が低い
- ②グループの主力事業と顧客基盤に深く関与
- ③経営支援を提供する強い長期的なコミットメント、グループもその支援を促すインセンティブを有していること
- ④事業運営にかなり成功しており、グループの中長期的な目標や利益計画を妨げるような懸案事項なし
- ⑤グループ全体で大きな役割を果たしていること、またはグループに完全に統合
- ⑥グループのブランド、リスク管理に密接に繋がっていること

⑦原則として5年以上の営業実績があること

⑧グループに必要な不可欠なプロフィットセンター又は部門を運営

この8つの基準のうちで外国子会社がいくつ満たしているかで、次の5段階評価がなされる。

a 「中核 (core)」

b 「戦略的に非常に重要 (highly strategic)」

c 「戦略的に重要 (strategically important)」

d 「戦略的にやや重要 (moderately important)」

e 「戦力外 (nonstrategic)」

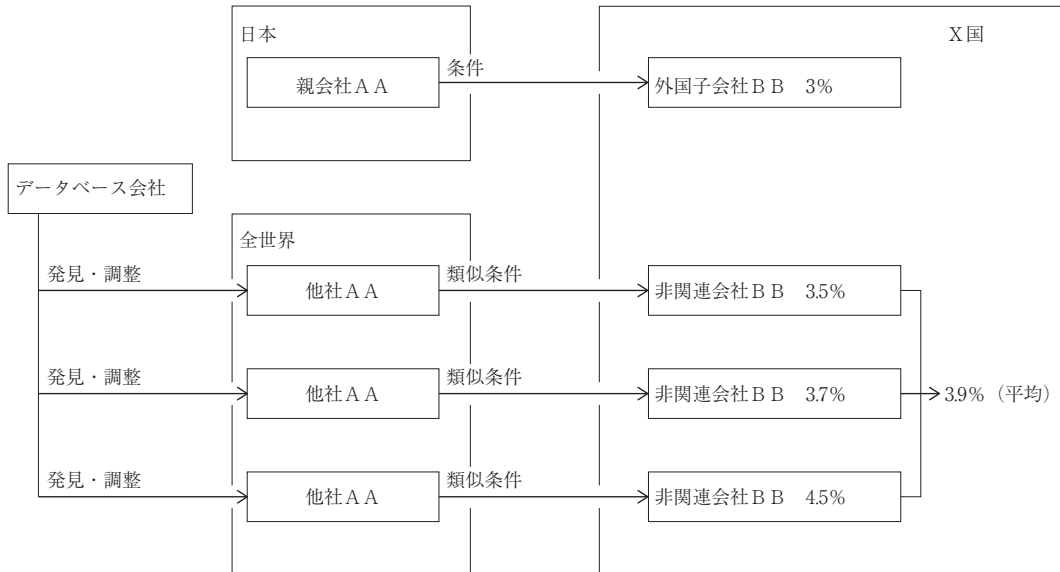
上記8つの基準を全て満たしていれば、a「中核 (core)」と評価されて、親会社と同じ信用格付が付与される。例えば親会社がAAの信用格付であったら、外国子会社もAAの信用格付と判定される。次にb「戦略的に非常に重要 (highly strategic)」と評価されたら、親会社より一つ格下の信用格付と判定されて、例えば親会社がAAだったら外国子会社はAA-と判定される。

次に、ここで判定された信用格付BBの外国子会社と①同時期に、②同じ外国に所在する信用格付BBの外国会社、③同様の条件で借入を行っている取引を比較対象取引として抽出し、それが複数あった場合には、例えば四分位法で独立企業間利率のレンジを算出し、ここでの外国子会社関連取引による金銭貸借利率がその中に入っていれば、移転価格税制上問題がない可能性が大きいといえよう。

比較対象取引を抽出するにはデータベースにアクセスすることになるが、例えば、リフィニティブ (Refinitiv はエルセグ (LSEG: ロンドン証券取引所グループ) のグループ企業で、金融市場のデータとインフラストラクチュアを提供する世界有数のプロバイダー) やブルームバーグ (Bloomberg はニューヨークに本社があり、世界各国の最新の株価、為替、金利、資産価値等のデータを提供するウェブサイト) 等のデータベース会社が提供しているデータベースを使用して、ここで抽出した借手の信用格付と等しい外国会社が発行している債券の利回り等のデータを取得し、比較可能性を十分に検討した上で、金利を算出して、外国会社の市場金利のデータを取得する必要がある。

ただし、そのようなデータベース会社から直接契約を締結して、事業会社自らがデータベースを使用して分析を行い、金利を算定することはあまり現実的とはいえない。なぜならば高額な契約金が必要であろうし、そのようなデータベースを分析できる人材を擁しているとは思われないからである。よって、実務的には、データベース会社と契約をしている金融取引の移転価格分析に詳しい外部の専門家に委託して情報を得ることになるのではないかと(丸山裕司「金融取引移転価格対応」『国際税務』66~67頁 Vol.43 No.6 2023年6月号)。

法人税



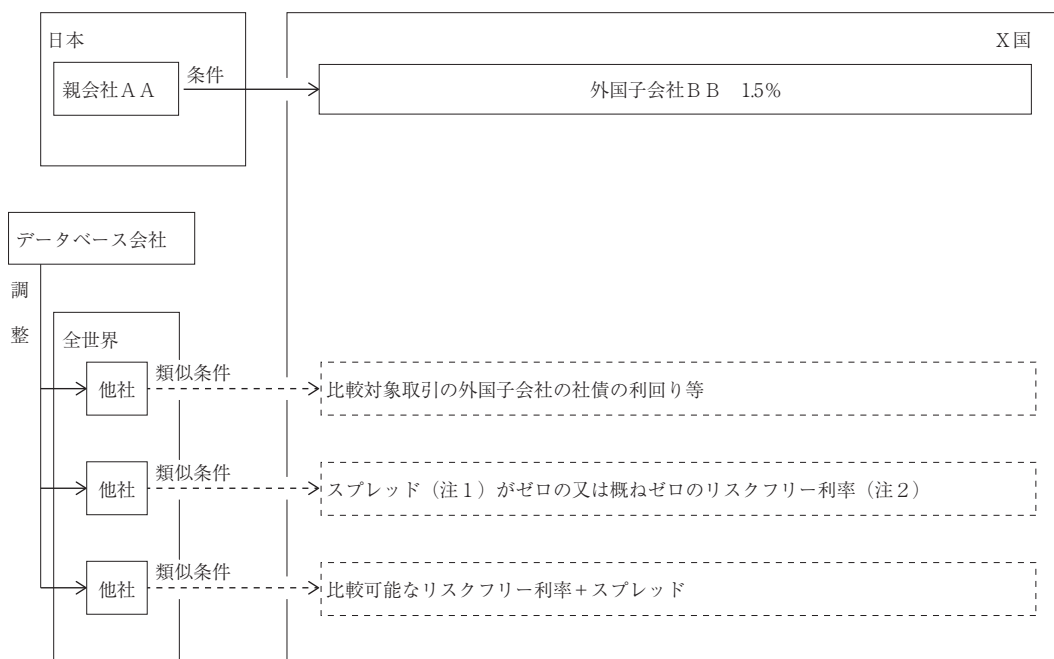
信用格付 AA の親会社と非関連外国会社との比較対象取引を公開データベースでもって調べて、次のように3つの取引が発見されたとして、その平均利率が3.9%（ここではサンプルが少ないので四分位法は用いていない）とすれば、親会社と関連外国子会社との取引での利率3%と比較して、その差額0.9%に移転価格対応が必要であるかが検討されることになる。

○親会社も外国子会社の何れも信用格付を有していない場合

S&P Credit Analytics（クレジット・アナリティクスの信用スコア、信用分析モデル及び各種ツールを活用すれば、信用格付／信用非格付及び上場／非上場企業に関するリスク分析業務をスムーズに実施できるとされている。）と Moody's RiskCalc（将来指向のデフォルト確率である予想デフォルト確率やデフォルト時損失率及び予想損失といった信用指標を算出できるとしている。）の評価ツールを用いて、親会社の信用リスク分析を行うことで親会社の信用格付を評価して判定し、その親会社の信用格付を基に S&P グループ格付手法でもって外国子会社の信用格付を評価して判定する。後は親会社と外国子会社の関連会社取引と比較可能な非関連会社取引が存在するかを、先のリフィニティブやブルームバーグの公開データベースで調べて、存在すれば、それらの平均利率（ここでも四分位法によっていない）を独立企業間利率として、親会社と外国子会社での利率と比較して、移転価格対応をすることになるかを検討することになる。この段階は前の「親会社は信用格付を有しているが外国子会社が信用格付を有していない場合」と変わらない。

### 3 1, 2も存在していない場合

上記1, 2では、「独立価格比準法と同等の方法」であり、実際に比較対象取引が存在しているが、そのような取引が存在していない場合には、そのような比較対象取引を想定して、すなわち「独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法」によって、外国関連会社の独立企業間利率を算出することになる。そのためには、関連会社間取引の通貨や貸付時期、貸付期間、信用力が同様な場合に使われているような指標をもとに十分に比較可能な市場金利等のスプレッドの情報を取得する必要があるが、どのように係る情報を取得するかでは、実際には、先に述べたリフィニティブやブルームバーグ等のデータベース会社が提供しているデータベースを使用することになるのではないかと。そのため、外国子会社の信用格付等に基づいて独立企業間利率をベンチマーク分析を行って算出することになる。



(注1) スプレッドとは、ここでは親会社が外国子会社の信用リスクを引き受ける場合に得るべき利益に相当する利率等をいい、その信用リスクを引き受ける場合の管理費その他の費用に相当する部分及びその信用リスクに相当する部分を含む  
 (注2) 銀行間取引金利 (TIBOR (東京銀行間取引金利), TORF (QUICK 社が提供する東京ターム物リスク・フリー・レート (Tokyo Term Risk Free Rate) 等), 国債運用利率, 金利スワップレート, 国債運用利率にスプレッドがゼロ, 又は概ねゼロに近い市場金利等

## 外国子会社金融取引に伴う税務リスク 回答

(1) 新指針 3-7 (金融取引) には、移転価格税制での金融取引全般の取り扱いが述べられ、その注書きの 1 に、「基本通達 9-4-2 (子会社等を再建する場合の無利息貸付け等) の適用がある金銭の貸付けについては、移転価格税制の適用上も適正な取引として取り扱う。」とされている。ここで質問を受けている内容では法人税基本通達 9-4-2 の適用があるか否かの判定のために必要な具体的な説明がなされていないことから、2つの仮定を設けて回答を進めることとする。

まず御社と外国子会社で交わされた金銭貸借契約書の定めに従って長期 10 年、半年ごとの日本円のリスクフリー利率 (現在公表されている 6 ヶ月もの東京銀行間取引金利 TIBOR を用いることとする) に外国子会社のデフォルト率と銀行の手数料を加えての合計利率で年 2 回の利息を支払うこととする。そして現在の外国子会社の支払利息の額は独立企業間金利のレンジにあるものとする。

この度の新聞に掲載されていた長期金利の上昇を受けて、御社と外国子会社とで契約している変動金利も見直されたとして、その際に公開データベースによる情報からも、その御社の提示した変動金利が、独立企業間金利のレンジに入っていたならば、外国子会社とその改定した利息を支払っても、移転価格税制上問題とはされないであろう。そもそも、金銭貸借契約書に変動金利は TIBOR + スプレッドで決定されることが示されているであろうから、それを外国子会社が認めないとすると契約違反となり、金銭貸借そのものが無効となり、元金を返還せざるを得なくなるのではないかと。仮にそのような金銭貸借契約書が存在しなくて、外国子会社が以前のままの変動金利を望んで、御社の意向を無視して、従前の利息の額を継続して支払っていけば、その従前の支払利息が新たな独立企業間利率のレンジを下回ることはあれば、移転価格税制が適用される可能性も出てこよう。

次に、3年前のコロナ禍による世界的パンデミックによって外国子会社の業績が急激に悪化し、親会社に対する融資の返済が不可能となったとする。そこで御社としては外国子会社の再建計画を了承し、元金返済の一時棚上げを認め、その利息についても未払いあるいは減額について相当な理由があると認められるときは、移転価格税制が適用されることはないであろう。

法人税基本通達 9-4-2 では「その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは」と示し、さらに注書きで、「合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ、総合的に判断する

のであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は、原則として、合理的なものと取り扱う。」としている。御社以外に支援者がいれば、その支援者らとともに再建計画が妥当か否かが協議されたか、支援額が合理的であったか等も精査する必要があるだろう。そもそも法人税基本通達9-4-2の適用は厳しいものとの認識で当たるべきといえる。ただし、再建計画で決められた支援期間が経過した後も相当の理由もなく利息の未払い、減額が引き続きなされていたならば、移転価格税制が適用される可能性が高く、留意すべきである。

(2) 債務保証委託取引とキャッシュ・プーリングの定めは新指針によって新たに設けられたものであり、債務保証による保証料の授受においては、平成14年5月24日の裁決（裁決事例集No.63）においても、その慣行化が確立されてきたといえることから、今後においては税務調査の対象となっていくことは避けられないであろう。事例集に示されているように、税務当局は信用格付の積極的な活用を促している節もあり、すなわち、外部信用格付機関の信用格付が必須となってくると、納税者は必然的に公開財務ツール等を用いて算定した信用格付を用いて想定した比較対象取引を用意しなければならなくなってきている。債務保証によってもたらされる経済的便益の算定方法については、上記〔事例1〕で示しておいたので参照されたい。

算定される保証料率の全てを保証者が被保証者に請求することも考えられないわけではないが、その保証が無ければ被保証者に対しての融資が実行されないような場合を除いて、銀行から融資を受けることが無意味となるともいえる。そこで保証料、すなわち独立企業間保証料を、被保証者と保証者での相互に有益な取引としての一定の割合で分割して、被保証者にも享受させることが適切といえる。保証者が受ける保証料割合としては、金利差分の50%から75%が支払われていることが普通のようなものである。

(3) 従前から法人グループの中には、グループ内の法人の資金調達や資金繰りを一手に引き受けている関連子会社が存在していたが、近年においては、さらに各関連会社の預金を吸収し、管理、運用するキャッシュ・プーリングも担うようになってきている。キャッシュ・プーリング・リーダーの統合口座に集められた各関連会社のプラスの預金、マイナスの預金においては、提携銀行に移転して管理、運用され、前者のプラス預金の関連会社に対しては受取利息として分配され、後者のマイナス預金の関連会社に対しては支払利息として吸収される。これらの受取利息、支払利息が独立企業間利率のレンジにあるかないかについては、特別の配慮もなく、一定の割合で振り分けられてきたというのが現状といえよう。しかし、この度の新指針では注意的であっても独立して3-8(7)として税務調査の対象としたことから、今後はキャッシュ・プーリングの契約を交わしている外国会社においては、その信用力や、統合口座に移転

## 法人税

する預金の通貨、預金の金額、預金期間、単利か複利、短期か長期かも考慮して、その振り分けられる受取利息と支払利息が独立企業間利率のレンジに入るかを合理的に判断していくことが求められよう。今までの簡便な共通便益の振り分けの方式から厳格な処理への変換を迫られることも視野に入れていく必要があるだろう。

## おわりに

2022年に適用指針が改正され、金融取引において新たに「債務保証委託取引」と「キャッシュ・プーリング」を独立させて、税務調査の対象とされた。しかし、債務保証委託取引では特別に保証者に支出を要するものでなく役務提供もないことから、今まで対価性があるものとの認識は薄かったといえる。また多国籍企業グループで資金繰り・資金管理を専門としていた外国金融子会社は存在していたが、さらにキャッシュ・プーリングまで担っていたものは限られていたといえる。仮に担っていたとしても、キャッシュ・プーリング参加者には簡易な手法によって、共通便益をそれぞれ振り分けてきているだけで、それぞれのキャッシュ・プーリング参加者の信用力等に配慮しての振り分けまでは至ってきていないといえよう。そのような状況での税務調査への移転価格対応において、かなりのコンプライアンスコストの負担があるとする、慎重にならざるを得ないであろう。事前確認制度を利用するとしても、相手国での相互協議の合意までは、そもそも相手国においても債務保証委託取引やキャッシュ・プーリングに関しての十分な税制が整備されてきているかも疑問とされる。国税庁はパブリックコメントでの回答で、納税者の信用力判定については文書化しておくことが望ましいと述べていることから、通常のベンチマーク分析だけでなく、外国子会社の信用格付の判定内容についても事前に文書化して金融取引情報を税務当局に提供しておくことが、税務調査での指摘を最小化するようにしておくことが肝要といえよう。

## 参考文献

- (1) 山田晴美「チャレンジ! 移転価格税制 [第80回]」『国際税務』Vol.43 No.4 2023年4月号
- (2) 丸山裕司「金融取引移転価格対応」『国際税務』Vol.43 No.6 2023年6月号
- (3) 渡部公丞「移転価格事務運営要領の『金融取引部分』について」『国際税務』Vol.42 No.11 2022年11月号
- (4) 深田祐一、紺谷綾香「金融取引に係る『移転価格事務運営要領の一部改正』と今後の税務調査等への影響」『国際税務』Vol.42 No.10 2022年10月号
- (5) 大山静雄「移転価格事務運営要領(事務運営指針)の一部改正等について」『租税研究』2023年4月号
- (6) 澤田耕「国際税務の相談室 移転価格税制」『国際税務』Vol.42 No.12 2022年12月号

### スピノフの活用 — パーシャル・スピノフ税制を中心に —

早稲田大学法学学術院教授 渡辺徹也

---

#### 事例

A社とその100%子会社B社から成るA社グループは、それぞれ異なる2つの事業を行っていた。すなわち、A社においては甲事業を、そしてA社の完全子法人B社において乙事業を営んでいた。A社には、株式の総数において50%を超える持分を保有する株主は存在しなかった。

XはA社の個人株主の1人である。かねてよりXは、A社の株価が低すぎると感じており、その原因の1つに、コングロマリット・ディスカウント（多くの産業を抱える複合企業の企業価値が、各事業ごとの企業価値の合計よりも小さい状態）があると予想していた。そこで、A社からB社を切り離すスピノフによって、コングロマリット・ディスカウントの解消を提案したいと考えている。

A社の役員たちも同様のことを考えているが、全てのB社株式をA社株主に分配して、A社からB社を完全に切り離すことには躊躇している。その主たる理由は、これまでA社がB社の信用力を補完してきたからである。それなしではB社の今後の資金調達に支障が出るおそれがあるので、A社の取締役会としては、一定量のB社株式の保有を希望している。

また、B社株式の現物分配について、自らが課税されることをA社は望んでいない。この点はXも同様である。スピノフを実行することで、A社とXの双方に課税が及ばないようにするには、どのようなことに気をつける必要があるか。



## I はじめに

平成 29 年度改正によって、独立して事業を行うための分割や株式分配を適格組織再編成として扱う税制（スピノフ税制）が導入された。この改正により、これまで非適格とされてきた上場企業等の単独新設分割型分割や完全子法人株式の分配が、一定の要件を満たす限り、適格組織再編成として扱われることになったのである（法法 2 条 12 号の 11 ニ、12 号の 15 の 3）。ただし、その前提として、全分割承継法人株式や全完全子法人株式の交付や移転が要求されている（法法 2 条 12 号の 9、12 号の 15 の 2）<sup>(1)</sup>。

一方で、令和 5 年度改正で導入された認定株式分配税制（パーシャル・スピノフ税制）では、産業競争力強化法（産競法）の事業再編計画の認定を受けた法人が、同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するもの（株式分配）のうち、現物分配の直後に当該法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の 20% 未満となるなど、一定の要件に該当するものを適格株式分配として扱うことにした（措法 68 条の 2 の 2、租令 39 条の 34 の 3）<sup>(2)</sup>。すなわち、子法人株式の全てを移転せず、かつての完全親法人に 20% 未満の持分を残す場合等にも、再編時の譲渡損益や配当に対する課税を行わないようにしたということになる<sup>(3)</sup>。

このようなスピノフについては、既に令和 4 年 11 月の段階で政府の「スタートアップ育成 5 か年計画」において、「大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出の観点からは、スピノフの促進が重要である」という前提のもと「このため、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても課税の対象外とする」<sup>(4)</sup>と

- 
- (1) 分割型分割の定義として、法人税法 2 条 12 号の 9 は、「分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産（分割により分割承継法人によつて交付される当該分割承継法人の株式……その他の資産をいう……）の全てが当該分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの分割」としている。また、株式分配の定義として、同条 12 号の 15 の 2 は、「現物分配……のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人……の当該発行済株式等の全部が移転するもの」と規定している。
  - (2) 「令和 5 年度税制改正の大綱」44 頁参照。〈[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf)〉 なお、本稿で引用するリンクの最終確認日はいずれも 2024 年 1 月 25 日である。
  - (3) 立案担当者の解説書では、パーシャル・スピノフについて「この制度は、産業競争力強化法の事業再編計画の認定を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた法人が行う現物分配が認定株式分配に該当する場合には、その認定株式分配は株式分配に該当することとし、その認定株式分配でその認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数のその完全子法人の発行済株式の総数のうちに占める割合が 20% 未満となること等の一定の要件に該当するものは適格株式分配とみなして、法人税法その他の法令の規定を適用するというもの」と説明している。齋藤郁夫ほか『令和 5 年版 改正税法のすべて』157 頁および 431 頁（大蔵財務協会・2023 年）参照。

記されている。

本稿では、新しく導入されたパーシャル・スピンオフ税制を概観しつつ、スピンオフ税制との異同、各適格要件の内容、制度の課題等について検討する。なお、検討にあたっては、令和5年8月に改訂された経済産業省による「『スピンオフ』の活用に関する手引」（以下、「手引」という）<sup>(5)</sup>を主に参照することにした。

## Ⅱ これまでの経緯

### 1 会社法改正と組織再編税制の導入（平成13年度改正）

#### (1) 会社分割

法人税法に「スピンオフ」に関する定義規定はない。この用語は会社分割の一形態として、もともとアメリカ法等で使用されてきたものである<sup>(6)</sup>。会社分割の制度は、平成12年に当時の商法において創設された。これを受けて、租税法も平成13年度改正において組織再編税制を導入することとなる。

組織再編税制導入時の政府税調資料<sup>(7)</sup>（以下、「基本的考え方」という）の冒頭には、「[平成12年]5月、企業の組織再編成を容易にするために会社分割法制を創設する商法改正法が成立した。税制においても、この法整備に則した適切な対応が求められている。法人課税小委員会においては、このような状況を背景に、平成13年度税制改正における整備に向けて、会社分割をはじめとする企業組織再編成に係る税制について法人課税のあり方を中心に検討を重ねてきた」という文章がある。そして、この「基本的考え方」において検討された分割に対する課税ルール（いわゆる分割税制）は、組織再編税制の一部として導入された<sup>(8)</sup>。

なお、会社法では「会社分割」という文言を用いるが、租税法では「分割」という語を使っている（法人税法の規定には「会社分割」という文言は存在しない）。例えば、会社法第5編のタイトルは「組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付」であり、その第

(4) 「スタートアップ育成5か年計画」（新しい資本主義実現会議第13回（令和4年11月28日）資料）23頁参照。〈[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryou1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai13/shiryou1.pdf)〉

(5) 経済産業省産業組織課「『スピンオフ』の活用に関する手引（令和5年8月）」参照。〈<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230626003/20230623003-a.pdf>〉

(6) アメリカで法人を分割する形態としては、スピンオフ（spin-off）の他にも、スプリットオフ（split-off）とスプリットアップ（split-up）がある。これらは、いずれも親会社が（既存もしくは新設の）子会社株式を親会社の株主に分配する行為であり、課税繰延扱いの対象となる（わが国でいう適格組織再編成になりうる）。拙著『スタンダード法人税法〔第3版〕〕330頁（弘文堂・2023年）参照。

(7) 「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」（税制調査会総会第2回（平成12年10月3日）資料）参照。

(8) 分割税制が当初より組織再編税制の一部と位置づけられていたことは、「基本的考え方」の正式なタイトルが「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」であることからわかるであろう。

3章に「会社分割」がある。一方、法人税法2条は「分割法人」の定義として、「分割によりその有する資産又は負債の移転を行つた法人をいう」と規定している<sup>(9)</sup>。

そもそも会社分割とは、1つの会社を2つ以上の会社に分けることであり、会社法のもとでは、株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を法の定める手続により他の会社に移転することとされる（会社法2条29号、30号）<sup>(10)</sup>。

そして会社分割は、①多角経営化した企業がその事業部門を独立させて経営効率の向上をはかったり、②不採算部門・新製品開発部門などを独立させたり、③他の会社の同じ部門と合併企業を作るなどの手段として利用される<sup>(11)</sup>。いずれにも会社を2つ以上の部門に分けて、もともとあった会社から切り離して別会社にするという要素がみとれる。

ただし、そうやって切り離した後、別会社をグループ内に留めおく場合だけでなく、グループ外に出す場合も考えられる。上記③における「他の会社」がグループ外企業である場合が後者の典型であるが、①②のケースでも、会社分割の結果、切り離された別会社がM & Aのターゲットになってグループ外企業に買収されるということがある。例えば、b事業とc事業という2つの事業を行うA社が、会社分割によりb事業を行うB社と、c事業を行うC社になった場合、会社分割前のA社の行うc事業にだけ魅力を感じていた（b事業には何ら魅力を感じていなかった）P社が、会社分割後にC社株式の取得に乗り出すということが考えられる。

各株主としても、会社分割前のA社の株主のままでは、事業部門ごとに株式が発行されているわけではない以上<sup>(12)</sup>、持分のうちb事業部門に相当する部分は売却したいが、c事業部門に相当する部分は保有し続けたいといった選択をすることは不可能である。会社分割によりB社株式とC社株式が手に入れば、それぞれについて保有や売却の自由を得ることになる。

また、会社分割後のB社株式とC社株式の株価の合計額は、会社分割前のA社株式より高くなる可能性がある。例えば、コングロマリット・ディスカウントの解消に成功した場合がそれにあたり、これを目的として会社分割が実行されることもある<sup>(13)</sup>。

## (2) 組織再編税制における適格分割

適格組織再編成に該当すると再編時の課税が繰り延べられる。法人税法の規定上、適格組織再編成は7つある。すなわち、適格合併（2条12号の8）、適格分割（2条12号の11）、適格

(9) 本稿でも、どちらかといえば会社法を意識するときは「会社分割」、主として租税法について論じるときは「分割」という用語を使用することにした。

(10) 神田秀樹『会社法 [第25版]』408頁（弘文堂・2023年）参照。

(11) 神田・前掲注（10）408頁参照。

(12) 特定の事業部門の業績に連動したトラッキング・ストックを発行するという方法は可能であるが、本文の例はトラッキング・ストックの発行を前提としていない。トラッキング・ストックについては、江頭憲治郎『株式会社法 [第8版]』146頁（有斐閣・2021年）参照。

現物出資（2条12号の14）、適格現物分配（2条12号の15）、適格株式交換等（2条12号の17）、適格株式移転（2条12号の18）に適格株式分配（2条12号の15の3）を加えた7つである。つまり、適格分割は法人税法における適格組織再編成のうちの1つということになる（このうち後述するスピントフ税制に係るものは、適格分割と適格株式分配である）。

法人税法2条12号の11は、適格分割を次の4つに分けて定義している。すなわち、（a）分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係<sup>(14)</sup>がある場合の分割（同号イ）、（b）分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による支配関係<sup>(15)</sup>がある場合の分割（同号ロ）、（c）分割に係る分割法人と分割承継法人とが共同で事業を行うための分割（同号ハ）、（d）分割（一の法人のみが分割法人となる分割型分割に限る）に係る分割法人の当該分割前に行う事業を当該分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割（同号ニ）であり、実際の適格要件の多くは政令に委任されている（法令4条の3第5項～9項）。

なお、法人税法2条12号の11柱書は、上記（a）～（d）のいずれについても「分割対価資産として分割承継法人又は分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式以外の資産が交付されないもの」を適格分割の定義に含めているから、金銭等の対価（いわゆるブーツ（boot））の交付は認められない。

## 2 スピントフ税制の導入（平成29年度改正）

スピントフとは、もともとアメリカ法等にある概念であることは既に述べた。アメリカでスピントフとは、親会社が自社の株主に対して、保有する子会社株式を原則として比例的に（pro rata）分配することをいう。子会社は既に存在しているものに限らず、新たに設立されたものでもよい。例えば、ホテル部門とレストラン部門を営んでいるP社が、ホテル部門の全資産を出資して新たにS社を設立し、その際に取得した全てのS社株式をP社の株主に対して、その持株数に応じて分配するような場合をさす。アメリカ法でも課税繰延を受けるスピントフが存

(13) コングロマリット・ディスカウントの反対がコングロマリット・プレミアム（コングロマリットによる相乗効果によって、各事業が単体で存在していた場合よりも、市場における価値が高くなっている状態）である。アクティビスト（物言う株主）から再三、要求を突き付けられた事業分割を拒み続けて最高益を達成したソニーについて、コングロマリット・プレミアムの状態にあるとする一方で、東芝の分割案はコングロマリット・ディスカウントの解消を目指しているが、市場は必ずしも好意的に評価していないという報道がある。「会社分割発表後も買われぬ企業、打開策は」2021年12月14日日経マネー参照。〈<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOMC134P40T11C21A2000000/>〉 また、「ソニー、複合経営で相乗効果」2021年11月27日日本経済新聞朝刊15面では、2022年3月期の業績予想などで推定した事業価値の合計は14兆7000億円で、同年11月25日時点の時価総額である18兆円の方が22%高いことをもって「コングロマリット・プレミアム」としている。

(14) 法法2条12号の7の6。

(15) 法法2条12号の7の5。

## 所得 税

在し、その要件は主として歳入法典 355 条に規定されている<sup>(16)</sup>。

既述のように会社分割が1つの会社を2つ以上の会社に分けることであるなら、日本においてもスピノフによって上場企業が2つに分かれるような分割は、適格分割として扱われる可能性があってもよいはずである。しかし、平成 29 年度改正より前の法人税法 2 条 12 号の 11 には、上記 (d) が存在せず、適格分割の種類は3つしかなかった。つまり、上場企業等のスピノフは、最初から適格になる道が閉ざされていた（適格性判断の入り口がなかった）のである。

この不都合を認識したためか、平成 29 年度改正では適格分割の1つとして上記 (d) が追加された<sup>(17)</sup>。この点に関して立案担当者の解説書では、次のように述べられている（少し長くなるが重要な部分なのでそのまま引用する）<sup>(18)</sup>。

組織再編税制については、平成 13 年度の税制改正において、法人が、その有する資産を他に移転する場合には、移転資産の時価取引として譲渡損益を計上するのを原則としつつ、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がない、すなわち『移転資産に対する支配が再編成後も継続している』と認められる場合は移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べる、との考え方にに基づき、①企業グループ内の組織再編成及び②共同事業を営むための組織再編成について、適格要件に該当する場合には、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることとされています。したがって、企業内の事業部門を分離して独立した企業とする分割は上記①②のいずれにも該当しないことから、非適格とされていました。

この点、「移転資産に対する支配が再編成後も継続している」かどうかについて、現行の組織再編税制は、グループ経営の場合には、グループ最上位の法人がグループ法人及びその資産の実質的な支配者であるとの観点に立って判断しているという側面もあり（例えば、適格組織再編成における株式の保有関係に関する要件）、この考え方を踏まえれば、グループ最上位の法人（支配株主のない法人）の実質的な支配者はその法人そのものであり、その法

---

(16) 歳入法典 355 条の要件を満たさないスピノフは課税繰延が認められず、課税の対象となる。See Bittker & Eustice, *Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders* November 2020 11.01 [1] [d]. アメリカ法におけるスピノフについては、拙著『企業取引と租税回避』130 頁以下（中央経済社・2002 年）参照。

(17) 立案担当者の解説書では、改正の理由に関して「近年我が国企業は、多角化度が高く規模が巨大な企業の営業利益率が欧米に比べて低いといった特徴があり、その要因として、多角化に際し、差別化や事業ポートフォリオの最適化等が不十分、事業の関連性が乏しいといった理由があると指摘されて」おり、このため、このような企業を中心に「企業内の事業部門を分離して独立した企業とする、スピノフの必要性が増している」ことがあげられている。藤山智博ほか『平成 29 年版 改正税法のすべて』317 頁（大蔵財務協会・2017 年）参照。また、スピノフ税制については、拙稿「組織再編税制に関する平成 29 年度改正—スピノフ税制とスクイーズアウト税制を中心に—」税務事例研究 162 号 34 頁（2018 年）参照。

(18) 藤山ほか・前掲注 (17) 317 頁参照。

人自身の分割であるスピノフについては、単にその法人が2つに分かれるような分割であれば、移転資産に対する支配が継続しているとして、適格性を認めうると考えられます。このような整理から、分割法人が行っていた事業の一部を分割型分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割が適格分割とされました。また、これと同様の効果があると考えられる完全子法人の株式の全部の分配について、株式分配として組織再編成の一類型として位置づけた上、適格要件に該当するものについては現物分配法人における完全子法人株式の譲渡損益について課税しないこととするとともに、株主において帳簿価額の付替えをすることとされました。

まず、「法人……の実質的な支配者はその法人そのもの」という記述には、かなり違和感があるが、ここではいったんその考えを受け入れた上で議論を進めることにする。

適格分割の定義規定（法法2条12号の11）との関係でいえば、上記①は上記（a）と（b）の分割を、上記②は上記（c）の分割をそれぞれ示している。そして、平成29年度改正において上記（d）を追加したことで、それまで適格分割になり得なかったグループ最上位の法人（支配株主のない法人）の単独新設分割型分割についても、要件を満たす限り適格となる道が開けたことになる。

なお、ここでいう「グループ最上位の法人（支配株主のない法人）の分割」とは、上記①②（すなわち、上記（a）～（c））に該当しない分割であるから、「支配株主」とは持分の50%超を有する株主を意味することになる<sup>(19)</sup>。平成29年度改正前は、そのような支配株主が存在すれば上記①として、存在しなければ上記②として、適格性の判断が行われてきたのであるが、「企業内の事業部門を分離して独立した企業とする分割」とは、単独の法人による分割型の新設分割（単独新設分割型分割）であるため、性質上②でいう「共同事業を営む」ことになり得ず、結果として「上記①②のいずれにも該当しないことから、非適格とされて」きたのである。

また、上場企業等のスピノフは、単独新設分割型分割のように、法人内部にある事業を分割型分割により子会社として独立させた上で切り離す方法だけでなく、既に100%子会社において行っている事業を株式分配によって親会社から切り離す方法でも達成できる。両者の違いは、切り離しの対象となる事業を、法人の一部門（例えば支店形態）で行っていたのか、子会社形態で行っていたのかだけであり、かつ切り離した後（スピノフ後）の出来上がりの形は同じである。

そこで平成29年度改正では、株式分配形式のスピノフも認められた。改正後の法人税法2条12号の15の3における適格株式分配の定義は、「完全子法人の株式のみが移転する株式

(19) つまり、支配株主の「支配」は、支配関係（法法2条12号の7の5）の「支配」と同義ということになる。

分配のうち、完全子法人与現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配」となっている。適格要件の多くを政令に委任していること、ブートが禁止されていることは、分割型分割によるスピノフと同じである。

「手引」では、「適格要件のポイント」として、適格組織再編を大きく「完全支配関係内組織再編」、「支配関係内組織再編」、「共同事業再編」、「事業分離（スピノフ）」の4類型に分けて、下記〈図表1〉のように説明している（それぞれが上記（a）～（d）に対応する）。平成29年度改正で追加されたスピノフ（分割型分割によるスピノフおよび株式分配によるスピノフ）は、このうちの「事業分離（スピノフ）」に該当する<sup>(20)</sup>（そして、この後に述べるパーソナル・スピノフ税制は、「事業分離（スピノフ）」のなかの株式分配に関する要件が緩和されたものとして捉えることができる）。

〈図表1〉<sup>(21)</sup>

## 適格要件のポイント

- 適格組織再編は大きく、「完全支配関係内組織再編」、「支配関係内組織再編」、「共同事業再編」、「事業分離（スピノフ）」の4類型。類型ごとに要件が異なる。

(1) 完全支配関係内組織再編 (100%)	(2) 支配関係内組織再編 (50%超100%未満)	(3) 共同事業再編 (50%以下)	(4) 事業分離（スピノフ） (分割型分割、株式分配)
<b>【株式のみ交付】</b> 株式（又は完全親会社株式）のみが交付されること。	<b>【株式のみ交付要件】</b> <b>【支配関係継続要件】</b> 支配関係の継続が見込まれること。	<b>【株式のみ交付要件】</b>	<b>【株式のみ按分交付要件】</b> 株式のみが持株数に応じて交付されること。
<b>【完全支配関係継続】</b> 完全支配関係の継続が見込まれること。	<b>【主要資産等引継要件】</b> 事業に係る主要な資産・負債が移転されること。 <b>【従業者引継要件】</b> 再編直前の従業者の概ね80%以上が移転後も業務に従事することが見込まれること。 <b>【事業継続要件】</b> 移転対象の主要な事業が再編後引き継ぎ営まれることが見込まれること。	<b>【主要資産等引継要件】</b> <b>【従業者引継要件】</b> <b>【事業継続要件】</b> <b>【事業関連性要件】</b> 再編会社それぞれの主要な事業が相互に関連すること。	<b>【主要資産等引継要件】</b> <b>【従業者引継要件】</b> <b>【事業継続要件】</b> <b>【役員引継要件】</b> <b>【役員継続要件】</b> 分割型分割では1名以上の役員が承継法人の特定役員になることが見込まれること。（分割事業に従事する重要な使用人が特定役員になることも可） 株式分配では完全子法人の特定役員が全てが株式分配に伴い退任するものではないこと。 ※特定役員（常務以上の役員）
		<b>【株式継続保有要件】</b> 一定の株主の再編により交付を受けた全株式の継続保有が見込まれること。	

(20) なお、平成30年度改正において、スピノフ準備のための完全支配関係内の組織再編の適格要件の緩和に関する改正（法令4条の3第6項1号ハ、13項1号ロ等）が行われた。これについて「手引」では、「完全支配関係がある法人間で行われる当初の組織再編（分社型分割等）の後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編の適格要件のうち完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定する」と説明されている。「手引」14頁参照。

(21) 「手引」61頁に示された図表を一部修正したもの。

### Ⅲ パーシャル・スピノフ税制

#### 1 背景

##### (1) パーシャル・スピノフと株式分配

パーシャル・スピノフとは、親法人が持分の一部を残すスピノフである。例えば、支配株主の存しないA社が完全子法人B社を切り離す場合に、A社が保有する全B社株式を現物分配するのではなく、一部をA社のもとに残すようなスピノフである。

一見、このスピノフは株式分配の形式をとっているようにみえる。しかし、株式分配の定義として、法人税法2条12号の15の2は、「現物分配……のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人……の当該発行済株式等の全部が移転するもの」と規定しているので、A社がB社株式の全部を移転せず、その一部を手元に残す上記パーシャル・スピノフは、法人税法上の株式分配にはなり得ず、したがって当然、適格株式分配にもなり得ない。もちろん適格現物分配でもない<sup>(22)</sup>。

適格組織再編成に該当しない以上、B社株式を移転したA社には当該株式の含み損益に対して課税され（法法22条2項）、また、A社の株主には現物分配を受けたとして扱われる（所法24条、法法23条）ことになる<sup>(23)</sup>。

##### (2) 企業はなぜパーシャル・スピノフを望むのか（スピノフとの対比）

スピノフとして完全に子会社を切り離すのではなく、パーシャル・スピノフとして一部の子会社株式を親会社が保有し続けることに、どのような需要があるのだろうか。これは、従来のスピノフではどのような不都合があるのかという問いでもある。

経済産業省は、2013年に独・シーメンス社が照明事業のオスラムをスピノフした際に、親会社が持分を19%残した理由として、「子会社の経営が安定するまでの間、元親会社がシナジーを確保しつつ、安定株主として引き続き支援するため」と説明している<sup>(24)</sup>。また米・アーコニック社がアルミニウム上流事業のアルコアをスピノフした際に、親会社が持分を19.9%残した理由として、「分離時にアルミニウム市場が値崩れしていたため、市場回復までの期間、

(22) 適格現物分配とは、内国法人を現物分配法人とする現物分配のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者がその現物分配の直前において当該内国法人との間に完全支配関係がある内国法人のみであるもの（2条12号の15）のことをいうからである。

(23) ただし、その他資本剰余金を原資とした場合は、みなし配当課税を受けることになる。

(24) 「手引」9頁参照。



## 所得 税

元親会社として支援を継続するため」と説明している<sup>(25)</sup>。

そして、日本の場合については、事業切り出しは段階的に行う方が日本企業の実態に合致し、円滑に実施できるとして、「元親会社のブランドやシステム等を使いたいが、資本関係がないと難しい」、「元親会社との資本関係を残すことで、スピノフされる企業の従業員の抵抗感の緩和やモチベーションの維持を図りやすい」、「メーカーなどでは、顧客からの信頼・取引の維持が重要であり、段階的に資本を減らす中で移行する方が事業の分離を進めやすい」といった企業等からの声が、経済産業省の資料<sup>(26)</sup>において紹介されている<sup>(27)</sup>。

さらに、パーシャル・スピノフにより子会社を切り離した後で、当該子会社が成長してその企業価値が上がり、手元に残した子会社株式を売却することで、親会社は利益を得ることができるという指摘もある<sup>(28)</sup>。他方、スピノフで全子会社株式を手放せば、子会社の成長利益の恩恵にあずかれる可能性はなくなる<sup>(29)</sup>。その場合、スピノフの段階でも、親会社にキャッシュは入ってこない。

また、「事業再編を促進し、大企業発のスタートアップの創出や、事業ポートフォリオの最適化により我が国企業・経済の更なる成長を図ることは喫緊の課題」とした上で、こうしたなかにおいて、現在の企業グループに留まっていたは成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることにより、企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在力を発揮させることの重要性が一層高まっているとの指摘がある<sup>(30)</sup>。スピノフの優遇対象を広げることで、社内起業やスタートアップ創出が期待されているとの報道もある<sup>(31)</sup>。

(25) 「手引」9頁参照。

(26) 経済産業省産業組織課「令和5年度税制改正について（令和5年1月17日）」（企業活力研究所・企業法制委員会資料4）8頁参照。

<https://www.bpff.jp/cms/wp-content/uploads/2023/02/%E7%B5%8C%E6%B8%88%E7%94%A3%E6%A5%AD%E7%9C%81%E8%B3%87%E6%96%99%E2%91%A5%E3%80%8C%E4%BB%A4%E5%92%8C%EF%BC%95%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%A8%8E%E5%88%B6%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%80%8D.pdf>

(27) 「新スピノフ税制、利点は？一長島・大野・常松法律事務所新木伸一氏に聞く」2023年6月9日日本経済新聞朝刊11面も併せて参照。また、平成29年度改正後において、スピノフ税制の適用例がコシダカHDに限られている点も指摘されている。このスピノフについては、新木伸一＝水越恭平＝石井裕樹「コシダカによる本邦初の適格株式分配を利用したスピノフ上場の解説」旬刊商事法務2227号27頁（2020年）、小林正紀「本邦初事例の財務アドバイザーが詳細解説 ―コシダカHDによるスピノフの実務上の検討ポイント」旬刊経理情報1583号51頁（2020年）参照。

(28) 「事業再編、税制で後押し」2023年6月5日日本経済新聞朝刊15面参照。また、経済産業省産業組織課・前掲注（26）8頁でも、持分を将来売却して利益を得ることもできるため、元親会社でのスピノフの決断を促進できるとして「事業に投資してきた以上はスピノフ後のアップサイドを得たい、という元親会社のニーズを満たすことができる」という企業等の声を紹介している。もっとも、子会社株式の株価が下落した場合の損失リスクも負うことになる。

(29) ただし、パーシャル・スピノフ後に子会社株式を売却して利益を得た場合、法人税の課税対象にはなる。

(30) 経済産業省産業組織課・前掲注（26）5頁参照。既述のような「大企業発のスタートアップ創出」も同じ観点である。前掲注（4）参照。

なお、パーシャル・スピノフを選択したからといって、コングロマリット・ディスカウン  
トの解消が達成不能となるわけでもない。これらを見ていくと、パーシャル・スピノフには、  
スピノフの利点を活かしつつ、欠点を補う側面があるといえる。

## 2 制度の内容

### (1) 概要

パーシャル・スピノフ税制とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に<sup>(32)</sup>、  
産競法の事業再編計画の認定を受けた法人の行う現物分配が、「認定株式分配」に該当する場  
合には、当該認定株式分配は法人税法上の株式分配に該当することとし、「一定の要件」に該  
当するものは適格株式分配とみなして、法人税法その他の法令（「その他の法令」に所得税に  
関する法令が含まれる）の規定を適用するという制度である（措法68条の2の2）。

「認定株式分配」とは、産競法23条1項の認定に係る認定事業再編計画に従ってする同法31  
条1項に規定する「特定剰余金配当」のことであり（措法68条の2の2第1項）、そこでいう  
「特定剰余金配当」とは、剰余金の配当であって、配当財産が認定事業再編事業者の関係事業  
者の株式または外国関係法人の株式もしくは持分もしくはこれらに類似するものをいう（産競  
法31条1項<sup>(33)</sup>）。

そして、上記現物分配が認定株式分配に該当する場合には、株式分配の要件である「完全子  
法人の株式の全部が移転する」という要件（法法2条12号の15の2）が緩和され、完全子法  
人の株式の一部のみが移転する現物分配についても、株式分配に該当することになる（措法68  
条の2の2第1項<sup>(34)</sup>）。

上記「一定の要件」の詳しい内容は後述するが、租税特別措置法68条の2の2第1項はそ  
の1つとして、認定株式分配の直後に現物分配法人の有する完全子法人株式の数について「当  
該完全子法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十未満となるこ  
と」を明記している（同項はそれ以外の要件を政令に委任している）。つまり、現物分配のうち  
産競法の要件を満たすものが措置法上の認定株式分配となり（そして当該認定株式分配は法人

(31) 「スピノフ減税拡大、出資20%未満も対象 社内起業促す」2023年3月3日日経速報ニュースアーカ  
イブ参照。

(32) ただし、令和6年度税制改正大綱では制度の延長について触れられている。後掲注(48)参照。

(33) 認定事業再編事業者とは、事業再編計画の認定を受けた事業者のことをさし、その認定に係る事業再編  
計画に従って設立された法人を含むこととされる（産競法24条1項）。

(34) なお、パーシャル・スピノフ税制を適用しないとした場合でも、認定株式分配が株式分配に該当する  
のであれば、そのような認定株式分配はパーシャル・スピノフ税制の対象から外される（措法68条  
の2の2第1項）。そもそもパーシャル・スピノフ税制を適用する必要性がないからだと説明されて  
いる。齋藤ほか・前掲注(3)432頁。その場合、課税繰延扱いを受けるためには、法人税法上の適格株  
式分配に関する要件に照らして判断されることになり、またそれで足りるということなのであろう。

## 所得税

税法上の株式分配として扱われることになり)、そのうちの措置法上の一定の要件を満たすものが適格株式分配となる。

このように条文に則った形で述べると(租税特別措置法と産競法が混在していることもあって)わかりにくいですが、要するにパーシャル・スピノフ税制とは、産競法に基づく特定の現物分配を法人税法上の株式分配として扱い、そのうち一定の要件を満たすものを適格株式分配とすることで、課税繰延扱いを認める租税特別措置法上の制度ということになる。経済産業省のHPでは、「パーシャルスピノフ税制とは何ですか?」との問いに対して、「事業の成長発展が見込まれる要件を満たすものとして事業再編計画の認定を受けるなど、一定の要件を満たすスピノフは、元親会社に持分を一部残す(20%未満)場合についても、再編時の譲渡損益や配当に対する課税を対象外とする特例措置です」と回答している<sup>(35)</sup>。

上記の説明等からわかるように、パーシャル・スピノフ税制は、(分割型分割の形式ではなく<sup>(36)</sup>)株式分配の形式を利用したスピノフに関する特例である<sup>(37)</sup>。そして、「パーシャル」とは、全ての子法人株式が分配されるのではなく、「元親会社に持分を一部残す」ことを捉えた表現ということになる。

「手引」では、令和5年度改正の1つとしてパーシャル・スピノフ税制が創設されたことについて、下記〈図表2〉のように表している。

---

(35) 経済産業省「パーシャルスピノフに関する税制措置 Q & A」1頁(2023年6月)参照。〈<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230626003/20230626003-b.pdf>〉

(36) ただし、前掲注(20)において示した通り、適格株式分配が見込まれている場合の適格要件が緩和されたので(法令4条の3第6項1号ハ等)、特定の事業をスピノフするために、まず単独新設分社型分割により完全子会社を設立し、一定期間経過後に適格株式分配を行った場合等でも、パーシャル・スピノフ税制の適用可能性がある。「手引」41頁「Q27」も参照。

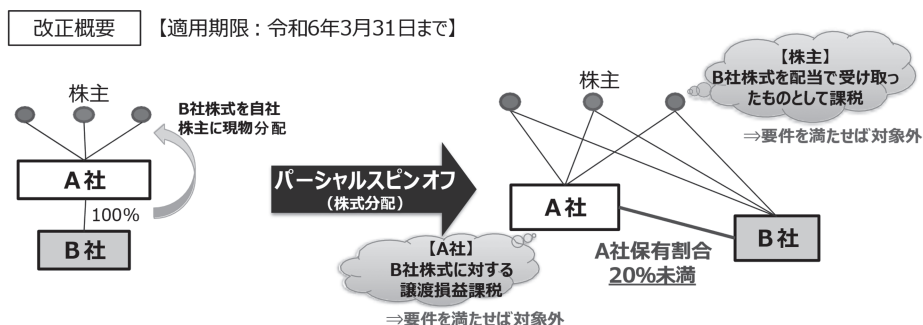
(37) 例えば、後述する適格要件の1つ(要件⑥)として、事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を満たすこと(産競法に基づく事業再編計画の認定を受けること)があげられているが、その判断は子法人について行われるので、子法人は既に存在していることが前提とされている(分割型分割の形式では当該判断が難しい)のであろう。

〈図表 2〉<sup>(38)</sup>

## スピノフに関する令和 5 年度税制改正の概要

- 元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）についても、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益や株主の配当に対する課税を対象外とする特例措置が創設された。

### パーシャルスピノフ税制の創設



## (2) 各要件

認定株式分配が適格株式分配に該当するための要件を条文の順序に従って示すと以下のようになる。なお、適格株式分配となるためには全ての要件を満たす必要がある（租令 39 条の 34 の 3 第 1 項柱書）。

要件①：認定株式分配の直後に、現物分配法人の有する完全子法人の株式数が、完全子法人の発行済株式（その完全子法人が有する自己の株式を除く）総数または総額の 20% 未満となること（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 1 号）。

要件②：認定株式分配の直前に、現物分配法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がなく、かつ認定株式分配後に完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があるようになることが見込まれていないこと（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 2 号）。

要件③：認定株式分配前の完全子法人の特定役員の前がその認定株式分配に伴って退任をするものでないこと（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 3 号）。

要件④：完全子法人の直前の従業者のうち、その総数のおおむね 90% 以上が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 4 号）。

要件⑤：完全子法人の認定株式分配前に行う主要な事業が、当該完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 5 号）。

要件⑥：完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を

(38) 「手引」 15 頁に示された図表を一部修正したもの。

満たすこと（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 6 号）。

要件①～⑥のうち①④⑥がパーシャル・スピントフ税制に特有の要件であり、②③⑤は法人税法における適格株式分配の要件と同じである。

これら適格株式分配の要件を満たすことで、現物分配法人における完全子法人株式の譲渡損益課税が繰り延べられる（法法 62 条の 5 第 3 項）とともに、その株主等においても配当としての課税が行われないことになる（所法 24 条 1 項, 25 条 1 項 3 号, 法法 23 条 1 項 1 号, 24 条 1 項 3 号）。「手引」では、パーシャル・スピントフが適格株式分配となる要件について、下記〈図表 3〉のように表している（なお、各要件の掲載順序は上記説明と異なり条文順になっていない）。

〈図表 3〉<sup>(39)</sup>

### パーシャルスピントフが適格組織再編に該当するための要件(概要)

※  で囲った箇所はパーシャルスピントフ税制特有の要件

要件	内容
非支配要件	現物分配法人が株式分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、株式分配に係る完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
株式のみ 按分交付要件	産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業再編計画に従って行われる、同法に基づく特定剰余金の配当であって、完全子法人株式の100分の80超が移転し、かつ、現物分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること
従業者継続要件	おおむね100分の90以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること
事業継続要件	完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること
役員継続要件	完全子法人の特定役員が全てが株式分配に伴い退任するものでないこと
事業再編計画 認定要件	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、特定剰余金配当に係る関係事業者等（完全子法人）が、経済産業大臣の定める以下の要件を満たし、事業の成長発展が見込まれるものとして、事業再編計画の認定を受けていること。 (上記期間内に認定を受ければスピントフ実施が期間後であっても課税の特例は適用される) <経済産業大臣が定める要件> ・事業再編の実施に関する指針の以下要件を満たすこと（令和5年3月30日経済産業省告示第50号） <事業再編の実施に関する指針四八> 以下イ～ハのいずれかの要件を満たしていることが確認できること イ：インセンティブ構造 ✓完全子法人の特定役員に対し、ストックオプション(新株予約権)が付与されている又は付与される見込みがあること ロ：新規事業性 ✓完全子法人の主要な事業が、事業開始から10年以内であること ハ：事業の成長可能性 ✓完全子法人の主要な事業が、成長発展が見込まれることについて金融商品取引業者が確認したこと

## IV 各要件等の検討

パーシャル・スピントフ税制に特有の要件としての上記①④⑥を中心に、以下で簡単に検討

(39) 「手引」16 頁に示された図表を一部修正したもの。

してみることにする。

## 1 20%未満要件

### (1) 20%という数値は妥当か

上記要件①に基づき、スピノフの直後において、現物分配法人（元の完全親法人）の有する完全子法人の株式数が発行済株式の20%未満であることが要求される。ここでは、20%という数字について、グループ企業やその株主がパーシャル・スピノフを求めた際に、税制によってそれを支援するにあたり妥当な割合なのかを取り上げてみる。

20%未満では少なすぎるとして、資金調達やブランド力の観点から、親会社によるより多くの関与が必要とする意見があるかもしれない。反対に、社内起業後の独立性の維持、コングロマリット・ディスカウントの解消の観点からは、より一層の切り離しを求める意見があるかもしれない。後者の要求は、20%が上限なのだから、パーシャル・スピノフ税制のもとでも達成は可能である。しかし、前者の要求を実行に移せば、現行法上は非適格株式分配となってしま<sup>(40)</sup>う。

20%という割合が基準として適当なのか否かは、企業の状況に左右されるところが大きいので、まずは20%で政策税制を立ち上げてみたということなのかもしれない。これは後述する恒久化の可否とも関連する問題である。

### (2) 完全子法人株式以外の排除

既述の通りパーシャル・スピノフ税制は、株式分配（完全子法人の株式の全部が移転する現物分配）に関する要件の緩和であるから、完全子法人でない子会社の場合、例えば、親法人の保有する子法人株式が100%ではなく90%であるといった事例では、親法人の保有する全ての子法人株式を現物分配しても、課税繰延扱いを受けることはない。

そのような現物分配も、パーシャル（部分的）といった要素を持つといえるのかもしれないが、条文上パーシャル・スピノフ税制の適用はないということになる。そのような事例では、スピノフ後に親法人との関係が完全に切れてしまうので、今回の制度における保護の対象外とすべきことは理解できる。

しかし、この親法人（全子法人株式の90%を保有する親法人）が、発行済子法人株式の10%部分を残して、80%部分を分配しても、パーシャル・スピノフ税制の適用はない。そもそも

---

(40) 租税特別措置法68条の2の2第1項によって、法人税法2条12号の15の2（株式分配の定義規定）における「の全部が移転する」が「が移転する」とされるので、20%以上の持分を現物分配法人が手元に残しても、読替後の株式分配の定義には反しないが、同法2条12号の15の3（適格株式分配の定義規定）を満たさないため、適格株式分配にはならない。

スピノフのスタート地点において完全子法人として存在していないから、株式分配とならないのである。制度趣旨との関係で、なぜそうなっているのかを説明することは少々難しい。ここも政策税制なので、まず100%子法人のパーシャル・スピノフを対象とする制度を作ってみて、様子を見ながら今後その範囲を広げてくるのかもしれない。

## 2 従業者継続要件

上記要件④に基づき、完全子法人の直前の従業者のうち、その総数のおおむね90%以上が完全子法人の業務に引き続き従事することが要求される。この判断は、(結果ではなく)パーシャル・スピノフ時の見込みで行われる。

ここでも90%という数字の妥当性、すなわち法人税法上の適格組織再編成では80%が要求されることが多いのに(例えば法第2条12号の11口)、なぜ租税特別措置法において10ポイントの上乗せをしたのかが問われる。

スピノフの後(切り離し後)の事業の遂行において、切り離し前の従業者の存在が重視されているようにもみえるが、それは日本的あるいは旧態依然とした発想なのかもしれない。切り離し後の事業が更に発展するためには、高度人材の投入、AIやロボットの導入などを含めた従業者の入れ替えなども視野に入れるべきであろう。税制でそれを阻害すべきではない。成長に向かおうとする子会社の足を引っ張ることは、この税制の目的に照らすなら本末転倒ということになりかねない。

ただし、スピノフを契機として解雇されるかもしれないという従業者の不安を取り払うため、従業者の地位保全を税制で後押ししてスピノフを実行しやすくするために、従業者引継の割合を高めたという見方はできるかもしれない<sup>(41)</sup>。

いずれにしても、現物分配法人の手元に20%未満まで完全子法人株式を残せるようにした見合いとして、引継ぐ従業者の割合を80%から90%まで引き上げたという説明(一方の要件を緩めたから、他方を厳しくしたという説明)だけでは説得力を欠く。

## 3 事業再編計画認定要件

上記要件⑥に基づき、経済産業大臣が定める要件を満たすことが要求されている。完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして、経済産業大臣が定める具体的な要件には幾つかのものがあるが<sup>(42)</sup>、紙幅の関係もありそれぞれの当否には触れない。

ここで重要なのは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産競法の事業再編計画の認定を受けた法人が行う現物分配だけがパーシャル・スピノフ税制の対象となってい

---

(41) この点に関する立案担当者の解説は見当たらない。

ることである（措法 68 条の 2 の 2 第 1 項）。つまり、1 年の間に認定を受けねばならない。令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに認定を受けていれば、パーシャル・スピノフ自体は令和 6 年 4 月以降でも構わないと解釈することが可能であるが、それでも短い期間であることに変わりない。

#### 4 その他の適格要件（要件①～⑥以外の要件）

租税特別措置法施行令 39 条の 34 の 3 第 1 項が規定するのは、同項柱書が明文で示す通り「法第六十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第二条第十二号の十五の三に規定する政令で定める要件」である。したがって、読替え後の法人税法 2 条 12 号の 15 の 3 によって、適格性が判断されることになる。

法人税法 2 条 12 号の 15 の 3 は適格株式分配の定義規定であるから、適格扱いを受けるためには、そもそも同号が要求している「完全子法人の株式のみが移転する」という要件（株式のみ移転要件）、および「当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数……の割合に応じて交付されるものに限る」という要件（按分交付要件）を（上記要件①～⑥とは別に）満たす必要がある<sup>(43)</sup>。これら 2 つの要件は読替後もそのまま残っている（読替の影響を受けない）からである。

つまり、現物分配法人における譲渡損益課税とその株主等における配当課税の双方を避けるためには、要件①～⑥に加えて、上記の 2 つの要件を満たさなければならないのである。パーシャル・スピノフ税制とは、株式分配に関する特例であることに鑑みれば、むしろ当然のことであり、過重な要件を課しているとは思われない。

## V 事例の検討

事例では、A 社とその株主である X の双方が、一定量の B 社株式を A 社の手元に残すスピノフを希望している。B 社は A 社の 100% 子会社なので、株式分配形式によるスピノフを望

(42) 経済産業大臣が定める要件は、次のいずれかに該当する関係事業者または外国関係法人（関係事業者等）であることとされている（令 5.3 経産告 50, 平 26.1 財務・経産告 1 四へ）。(i) 関係事業者等からその関係事業者等の特定役員に対して、新株予約権が付与されまたは付与される見込みであること、(ii) 関係事業者等の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるもの）を開始した日から事業再編計画の認定の申請の日までの期間が 10 年を超えないこと、(iii) 関係事業者等の主要な事業の成長発展が見込まれるものであることにつき、金融商品取引業者が確認したことである。上記〈図表 3〉および齋藤ほか・前掲注 (3) 433 頁参照。

(43) 「株式のみ移転要件」および「按分交付要件」という名称は「手引」16 頁の図表（前掲注 (39)）を参考にした。なお、「手引」39 頁では両者を併せて「株式のみ按分交付要件」としている。



## 所得 税

んでいるということになる。

スピノフ税制は平成 29 年度改正によって導入された。この改正により、分割型分割によるスピノフと株式分配によるスピノフの 2 つが、一定の要件を満たす限り、適格組織再編成として扱われることになった（法 2 条 12 号の 11 ニ、12 号の 15 の 3）のであるが、その前提として、全分割承継法人株式や全完全子法人株式の交付や移転が要求されている（法 2 条 12 号の 9、12 号の 15 の 2）。したがって、A 社が B 社をスピノフで切り離すとしても、全ての B 社株式を分配せずに、一定量の B 社株式を A 社が保有し続けることを選択した場合には、上記スピノフ税制の適用はない。

この問題に対応するために、令和 5 年度改正でパーシャル・スピノフ税制が導入された。これは、産競法に基づく特定の現物分配を法人税法上の株式分配として扱い、そのうち一定の要件を満たすものを適格株式分配とする租税特別措置法上の制度である（措法 68 条の 2 の 2 等）。この制度のもとでは、一定の要件を満たすパーシャル・スピノフ（完全親法人の手元に子法人の持分の一部を分配せずに残すスピノフ）が適格株式分配とされて、分配法人とその株主の双方について課税繰延扱いが認められる。

上記一定の要件には、①認定株式分配の直後に、現物分配法人の有する完全子法人の株式数が、完全子法人の発行済株式（その完全子法人が有する自己の株式を除く）の総数または総額の 20% 未満となること（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 1 号）、②認定株式分配の直前に、現物分配法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がなく、かつ認定株式分配後に完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があるようになることが見込まれていないこと（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 2 号）、③認定株式分配前の完全子法人の特定役員の全てがその認定株式分配に伴って退任をするものでないこと（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 3 号）、④完全子法人の直前の従業者のうち、その総数のおおむね 90% 以上が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 4 号）、⑤完全子法人の認定株式分配前に行う主要な事業が、当該完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 5 号）、⑥完全子法人が事業の成長発展が見込まれるものとして経済産業大臣が定める要件を満たすこと（措令 39 条の 34 の 3 第 1 項 6 号）といったものがある。

また、適格株式分配の定義規定である法人税法 2 条 12 号の 15 の 3 が規定する要件、すなわち、「完全子法人の株式のみが移転する」という要件（株式のみ移転要件）、および「当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数……の割合に応じて交付されるものに限る」という要件（按分交付要件）を上記①～⑥とは別に満たす必要がある。

A 社としては、上記の各要件を満たすことで、自社および X 社 A 社株主に対してパーシャ

ル・スピノフによる課税が及ばないようにすることができる。

## VI おわりに（今後の課題等）

現行法上、パーシャル・スピノフ税制は1年の期限付きであり、この制度を利用するためには、遅くとも令和6年3月31日までに産競法における事業再編計画の認定を受けておかねばならない。当該認定を受けるためには、社内および社外において事前の準備が必要となり<sup>(44)</sup>、1年という期間はあまりにも短い。政策税制の効果を判断するためにも1年は短すぎる。制度の延長等が検討されてしかるべきであろう。

実際、経済産業省は「スタートアップ・エコシステムの更なる強化」として、この制度の恒久化を令和6年度改正に関する要望として提出している<sup>(45)</sup>。また、2021年にコングロマリット・プレミアムの状態にあるとされたソニーであるが<sup>(46)</sup>、2023年5月18日の経営方針説明会で、金融子会社のソニーフィナンシャルグループ（FG）をスピノフ上場させる方針を明らかにした<sup>(47)</sup>。これは制度の延長を見越してのことなのかもしれない。

果たして2023年12月に公表された与党税制改正大綱では、パーシャル・スピノフ税制の延長が明記された。そこでは、「スタートアップ創出促進の観点から、令和5年度税制改正により創設された親法人の持分を一部残すスピノフを適格株式分配とする制度について、認定計画の公表時期を見直すとともに、計画の認定要件の見直しを行った上、適用期限を4年延長する」と述べられている<sup>(48)</sup>。

スピノフ税制（平成29年度改正）は法人税法本法に規定されているが、パーシャル・スピノフ税制（令和5年度改正）は租税特別措置法において導入された。立案担当者の解説から判断すると、パーシャル・スピノフには「基本的考え方」にいう支配の継続性が存在せず、それが措置法において導入された理由の1つであると考えられる。

ところが、平成29年度改正と令和5年度改正に関する立案担当者の説明を対比しても、なぜパーシャル・スピノフに支配の継続性が存しないのかははっきりしない。令和5年度改正の立法趣旨を「基本的考え方」との関係で理解することはかなり難しい。

(44) 事業再編計画は、事前相談から認定までに3ヶ月程要することもあるとされる。T&A master 985号40頁（2023年）参照。

(45) 経済産業省「令和6年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】（令和5年8月）」23頁。〈<https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2024/pdf/03.pdf>〉

(46) 前掲注（13）参照。

(47) 「新スピノフ税制が促す事業再編 ソニーGはや活用検討」2023年6月4日日経速報ニュースアーカイブ参照。

(48) 自由民主党＝公明党「令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日）」9頁参照。〈[https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/207233\\_1.pdf](https://storage.jimin.jp/pdf/news/policy/207233_1.pdf)〉

## 所得 税

これはパーシャル・スピノフ税制に限ったことではないが、「基本的考え方」から現行組織再編税制を理解することが困難になってきている。平成 13 年度の制度導入時はまだよかったのかもしれないが、その後の種々の改正の趣旨を「基本的考え方」から説明することが難しくなっているのである。現行組織再編税制との関係で「基本的考え方」の内容をより現代化するか、あるいは「基本的考え方」に代わり立法趣旨を説明する何かが必要であるように思える。

地積規模の大きな宅地の評価における規模格差補正率と  
居住用の区分所有財産の評価における区分所有補正率

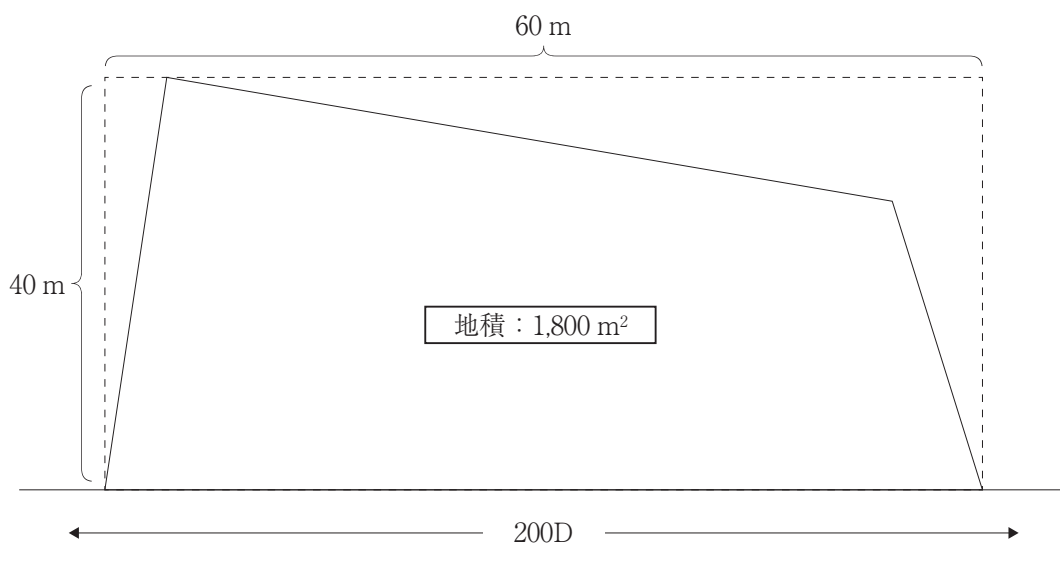
税理士 柴原 一

事例

被相続人が東京都練馬区に所有している以下の土地がある。

〈評価対象地〉

- 普通住宅地区 所在
- 指定容積率：200%
- かけ地割合：0.25



- 相続人は、子3人（ABC）である。

資産税

(設問 1)

この土地を未分割として申告した場合の相続税評価額はいくらになるか。なお、課税時期は令和 5 年とする。

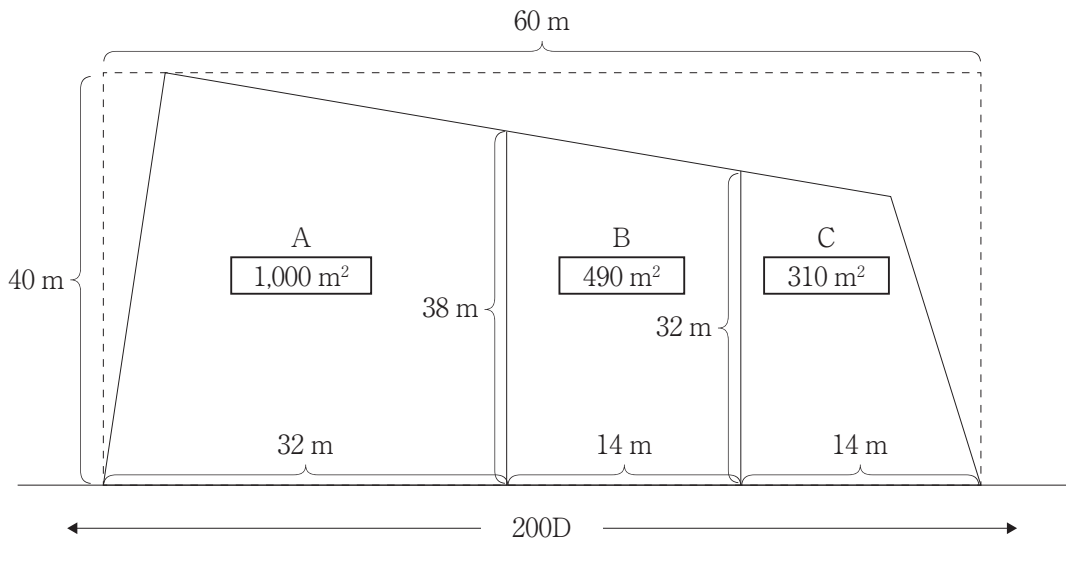
(設問 2)

(設問 1) の評価対象地が、仮に市街地農地であった場合の相続税評価額はいくらになるか。宅地へ転用するためには、整地及び地盤改良が必要であるものとする。なお、課税時期は令和 5 年とする。

- 令和 5 年分の東京国税局の宅地造成費の金額  
整地費 800 円 (1 m<sup>2</sup> 当たり)  
地盤改良費 1,800 円 (1 m<sup>2</sup> 当たり)

(設問 3)

(設問 1) の評価対象地を、3 筆に分筆して相続人 A B C が相続した場合のそれぞれの相続税評価額はいくらになるか。なお、課税時期は令和 5 年とする。



◇A 相続部分

- 普通住宅地区 所在

- かけ地割合：0.21875

## ◇B相続部分

- 普通住宅地区 所在
- 奥行長大補正率：0.98
- かけ地割合：0.0789

## ◇C相続部分

- 普通住宅地区 所在
- かけ地割合：0.3080

## (設問4)

(設問1) の評価対象地に区分所有建物が建築され敷地権が設定されている場合における、以下の評価対象物件の相続税評価額はいくらになるか。なお、課税時期は令和6年10月1日とし、路線価は令和5年と同額とする。

## 〈評価対象物件〉

- 新築年月日 2016年8月31日
- 評価年月日 2024年10月1日
- 総階数(地階除く) 7階
- 所在階 3階
- 敷地面積 1800.00 m<sup>2</sup>
- 敷地権の割合 2107/100000
- 専有部分面積 69.13 m<sup>2</sup>
- 区分所有建物の固定資産税評価額 8,295,600円

## (設問5)

(設問1) の評価対象地に区分所有建物が建築され敷地権が設定されている場合における、以下の評価対象物件の相続税評価額はいくらになるか。ただし、指定容積率は500%とする。なお、課税時期は令和6年10月1日とし、路線価は令和5年と同額とする。

## 〈評価対象物件〉

- 新築年月日 2000年6月19日
- 評価年月日 2024年10月1日
- 総階数(地階除く) 24階
- 所在階 24階

## 資産税

- 敷地面積 1800.00 m<sup>2</sup>
- 敷地権の割合 16437/1218812
- 専有部分面積 127.47 m<sup>2</sup>
- 区分所有建物の固定資産税評価額 15,296,400 円

(設問 6)

区分所有補正率の計算において、どのような条件の場合に評価乖離率が負数となるか検討せよ。

## I はじめに

人が亡くなると、故人の遺産を誰が引き継ぐか、という課題が発生する。相続税の申告期限は10ヶ月であり、いざ相続が起きてからの10ヶ月は意外と短い。当然、その10ヶ月の間に遺産分割協議がまとまらないこともある。相続税の規定の中には、遺産分割を要件とし、未分割のままでは適用できない規定が存在する。代表的なものは、配偶者の税額軽減、小規模宅地等の課税価格計算の特例、農地等の納税猶予、非上場株式等の納税猶予などである。このうち配偶者の税額軽減や小規模宅地等の課税価格計算の特例は、期限内申告時には未分割であっても、その相続の申告期限後3年以内に分割がまとまれば、分割後4ヶ月以内の更正の請求や修正申告を行うことにより適用可能とある（農地等の納税猶予や非上場株式等の納税猶予などは、申告期限後に分割がまとまっても適用することはできない）。未分割で期限内申告を行い、その後分割協議がまとまり、先述の2つの規定が新たに適用されることになると、一般的に相続税額のトータルは少なくなる。

ところが、未分割で申告した後に遺産分割が確定したことにより、逆に適用できなくなる可能性がある規定が存在する。それが今回のテーマである「地積規模の大きな宅地の評価」である。

## II 地積規模の大きな宅地の評価

### 1 概要 (財基通 20-2)

地積規模の大きな宅地の評価は、その宅地を戸建て住宅用地として分割分譲する場合に発生する減価のうち、主に地積の大きさに基因する、①戸建住宅用地として有効に利用できる部分の面積が減少することに伴ういわゆる「潰れ地」の負担による減価、②住宅として利用するた

めに必要な上下水道等の供給施設の工事費用や、開発した道路等の公共公益的施設の整備費用等の負担による減価、及び③開発分譲業者の事業収益や事業リスク等の負担による減価を反映させることを趣旨として定められたものである。

もっとも、地積規模の大きな宅地の評価には「戸建て住宅用地であること」という要件は設けられていない。地積規模の大きな宅地の評価の創設に伴い廃止された広大地の評価（旧財基通24-4・平成29年まで適用）はマンション用地には適用できず、その適用に際して、評価対象地が戸建て住宅の建築に適した土地である必要があった。しかし戸建て住宅の建築に適した土地であるかどうかは主観が入る余地があり、不確かな部分がないとはいいい切れなかった。

ところが地積規模の大きな宅地の評価は、マンション用地であっても適用が可能となった。これにより広大地評価の可否について争われた訴訟や裁決事例のような心配はなくなり、画一的な判断が可能になった。この違いは実務上思いのほか大きく、広大地の評価と地積規模の大きな宅地の評価が、似て非なるものである最大のポイントであるといえる。

なお、地積規模の大きな宅地の評価は、平成30年1月1日以後の相続等により取得した財産について適用される。

## 2 適用要件

### (1) 面積要件

地積規模の大きな宅地の評価の適用については、いくつかの要件がある。まずは面積要件であるが、三大都市圏<sup>(1)</sup>においては500m<sup>2</sup>以上、三大都市圏以外の地域においては1,000m<sup>2</sup>以上の地積の宅地であることが必要だ。そして面積要件を満たしても、次の①から④のいずれかに該当する宅地は、地積規模の大きな宅地の評価から除かれる。①市街化調整区域（都市計画法第34条第10号又は第11号の規定に基づき宅地分譲に係る同法第4条第12項に規定する開発行為を行うことができる区域を除く。）に所在する宅地、②都市計画法の用途地域が工業専用地域に指定されている地域に所在する宅地、③指定容積率<sup>(2)</sup>が400%（東京都の特別区においては300%）以上の地域に所在する宅地、④財基通22-2に定める大規模工場用地。

(1) 三大都市圏とは、次の地域をいう。①首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯、②近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域、③中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域。

(2) 容積率には「指定容積率」と「基準容積率」があり、実際の建築に際しては、これらのうち小さい方の容積率が適用される。指定容積率とは、都市計画において地域ごとに指定された容積率である。

一方、基準容積率とは建築基準法において、前面道路の幅員が12m未満の場合、道路幅員に住居系の地域には0.4それ以外の地域には0.6を乗じて求めた容積率である。

例えば、普通住宅地区所在（全面道路幅員4m）指定容積率300%の評価対象地は、実際の容積率は160%（ $= 4\text{m} \times 0.4 \times 100$ ）が適用されるにもかかわらず、規模格差補正率は使用できないことになる。

マンション適地に規模格差補正率を使用できることは納税者有利、指定容積率で判断することは納税者不利ではあるが、実務上は画一的に処理ができる。



## (2) 所在地要件

次に所在地要件であるが、路線価地域については普通商業・併用住宅地区又は普通住宅地区に所在するものである。つまり地積規模の大きな宅地の評価の適用要件には、期限内申告要件などではなく、未分割であるが地積 1,800 m<sup>2</sup> かつ指定容積率 200%、普通住宅地区に所在する(設問 1) の評価対象地にも適用することが可能である。

## 3 評価方法

### (1) 路線価地域

路線価に、奥行価格補正率や不整形地補正率などの各種補正率のほか、規模格差補正率を乗じて求めた価額に、その宅地の地積を乗じて計算した価額によって評価する。

評価額 = 路線価 × 奥行価格補正率 × 不整形地補正率などの各種補正率 × 規模格差補正率 × 地積 (m<sup>2</sup>)

規模格差補正率は、次の算式により計算する (小数点以下第 2 位未満切捨)。

$$\text{規模格差補正率} = \frac{\text{㉠} \times \text{㉢} + \text{㉡}}{\text{地積規模の大きな宅地の地積 (㉠)}} \times 0.8$$

㉢と㉡の値は次の通りである。

#### ①三大都市圏に所在する宅地

地積	普通商業・併用住宅地区, 普通住宅地区	
	㉢	㉡
500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	0.95	25
1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	0.90	75
3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	0.85	225
5,000 m <sup>2</sup> 以上	0.80	475

#### ②三大都市圏以外の地域に所在する宅地

地積	普通商業・併用住宅地区, 普通住宅地区	
	㉢	㉡
1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	0.90	100
3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	0.85	250
5,000 m <sup>2</sup> 以上	0.80	500

## (2) 倍率地域に所在する場合

次の①の価額と②の価額のいずれか低い価額により評価する（①の価額に規模格差補正率を乗じて評価する訳ではない。）。

- ①その宅地の固定資産税評価額に倍率を乗じて計算した価額。
- ②その宅地が標準的な間口距離及び奥行距離を有する宅地であるとした場合の1m<sup>2</sup>当たりの価額に、普通住宅地区の奥行価格補正率や不整形地補正率などの各種画地補正率のほか、規模格差補正率を乗じて求めた価額に、その宅地の地積を乗じて計算した価額。

## Ⅲ 市街地農地である場合

### 1 市街地農地とは

農地は農地法などにより宅地への転用が制限され、また都市計画などにより地価事情も異なるため、これらを考慮して純農地・中間農地・市街地周辺農地・市街地農地の4種類に区分される。後者になるにつれ、宅地への転用が容易であることを意味している。

市街地農地及び市街地周辺農地は、地積規模の大きな宅地の評価の適用対象となり得る（市街地山林及び市街地原野についても同様。）。ただし、路線価地域にあっては、宅地の場合と同様に、普通商業・併用住宅地区又は普通住宅地区に所在するものに限られる。よって、普通住宅地区に所在する市街地農地である（設問2）の評価対象地は、地積規模の大きな宅地の評価の適用対象となる。

### 2 農地の評価方法

市街地農地の価額は、一般的に宅地比準方式により評価する。宅地比準方式とは、その農地が宅地であるとした場合の1m<sup>2</sup>当たりの価額から、その農地を宅地に転用する場合にかかる通常必要と認められる1m<sup>2</sup>当たりの造成費に相当する金額を控除した金額に、その農地の地積を乗じて計算した金額により評価する方法である。

$$\left( \begin{array}{l} \text{その農地が宅地であるとした} \\ \text{場合の1m}^2 \text{当たりの価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{1m}^2 \text{当たりの宅地} \\ \text{造成費の金額} \end{array} \right) \times \text{地積} = \text{評価額}$$

1m<sup>2</sup>当たりの造成費に相当する金額は、国税局ごとに毎年公表されている。例えば東京国税局では、令和5年の宅地造成費を平坦地と傾斜地に分けて以下（国税庁「令和5年分財産評価基準書東京都宅地造成費の金額表」）のように定めている。

## 資産税

表1 平坦地の宅地造成費（参考1）

工事費目		造成区分	金額
整地費	整地費	整地を必要とする面積1m <sup>2</sup> 当たり	800円
	伐採・抜根費	伐採・抜根を必要とする面積1m <sup>2</sup> 当たり	1,000円
	地盤改良費	地盤改良を必要とする面積1m <sup>2</sup> 当たり	1,800円
土盛り費	他から土砂を搬入して土盛りを必要とする場合の土盛り体積1m <sup>3</sup> 当たり		7,400円
土止費	土止めを必要とする場合の擁壁の面積1m <sup>2</sup> 当たり		77,900円

表2 傾斜地の宅地造成費（参考2）

傾斜度	金額
3度超 5度以下	20,300円/m <sup>2</sup>
5度超 10度以下	24,700円/m <sup>2</sup>
10度超 15度以下	37,600円/m <sup>2</sup>
15度超 20度以下	52,700円/m <sup>2</sup>
20度超 25度以下	58,400円/m <sup>2</sup>
25度超 30度以下	64,300円/m <sup>2</sup>

なお、宅地造成費の計算に際しては「市街地農地等の評価明細書」を提出する必要がある。

## IV 遺産分割協議の成立

### 1 遺産分割協議書

相続発生時において、被相続人の遺言書がある場合には、原則としてその遺言書の通りに遺産を分けることになる。しかし、遺言書がない場合、又は遺言書はあるが受遺者全員が遺贈を放棄し遺言書と異なる分け方をする場合には、協議分割を行いその内容を書面にまとめる必要がある。このときに作成する書面が遺産分割協議書である。この遺産分割協議書には末尾に相続人が署名押印する。本来、遺産分割協議書は記名押印でも相続登記等の手続きは可能であるが、配偶者の税額軽減、小規模宅地等の課税価格計算の特例など一部の規定の適用に際しては、相続税法又は租税特別措置法の施行規則<sup>(3)</sup>により自署によることとされている。

また、近年では行政書類の押印廃止が進んでいるが、遺産分割協議書は押印が必要な数少ない書類のひとつであり、その際の押印は実印による。

相続税の申告が必要ない場合でも、土地建物の名義変更の際には、遺言書又は遺産分割協議書が必要になる。相続財産が基礎控除額以下で、遺産分割協議書も作成しておらず、相続登記

(3) 自署によることとしている根拠規定は、配偶者の税額軽減については相規1の6③一、小規模宅地等の課税価格計算の特例は措規23の2⑧一八、農地等の納税猶予は措規23の8③六、非上場株式等の納税猶予は措規23の10②五である。

が未了の土地建物も多く存在する。これが、ゆくゆくは所有者不明土地等の問題へと繋がっていく。なお、令和6年4月1日より、相続登記が義務化される。相続開始から10年経過した未分割遺産については、原則として法定相続分又は指定相続分が適用される。

## 2 土地の分筆

(設問3)のように土地を分けると、Aの土地は面積1,000m<sup>2</sup>であるため、分筆後も地積規模の大きな宅地の評価が適用できる。しかし、BとCの土地は面積がそれぞれ、490m<sup>2</sup>と310m<sup>2</sup>であり、分筆後は地積規模の大きな宅地の評価が適用できない。もし、地積規模の大きな宅地の評価を適用できるのであれば、土地の評価額をおおむね2割程度抑えることができる。

(設問1)は、土地全体に地積規模の大きな宅地の評価が適用されるため、評価額は248,805,000円となる。これに対して、(設問3)のABC3筆の評価額の合計額は290,353,200円となり、分割後の方が評価額は大きくなってしまう。ここで、未分割での申告後に分割したことにより、相続税額が増加する逆転現象が発生する。

## V 区分所有建物の敷地の評価

### 1 居住用の区分所有財産の評価の新設(令和5年9月28日法令解釈通達)

一般的に3,000万円の戸建て(家屋とその敷地)と、3,000万円のマンションであれば、3,000万円のマンションの方が相続税評価額は低くなる。要因は様々あるが、マンションの敷地は面積が大きいので、地積規模の大きな宅地の評価を適用できる事例も多い。地積規模の大きな宅地の評価も、マンションの相続税評価額を抑える一翼を担っているといえる。

しかし近年、高層マンションの価格は首都圏を中心に高騰している。相続税評価の方法がマンションの価値の実態にフィットしておらず、時価と評価額がかけ離れていることが課題とされていた。このことを踏まえて、令和6年1月1日からマンションの新たな評価方法が新設されることになった。令和4年12月発表の税制改正大綱に「相続税におけるマンションの評価方法については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討する」旨が記載されてから、1年足らずでのスピーディーな新設である。

## 2 評価方法

### (1) 相続税評価額

新設された評価方法には「居住用の」と表題が付いている。したがって事務所や店舗、倉庫などは対象外である。さらに居住用のものであっても、地階を除く階数が2以下のもの及び居住の用に供する専有部分一室の数が3以下であって、その全てを当該区分所有者又はその親族

## 資産税

の居住の用に供するものは、現行通りの評価になる。2階建ての分譲マンションや、2世帯住宅などで区分所有登記しているものがこれに該当する。このようなケースは、高層マンションとは趣が異なるため除外されている。

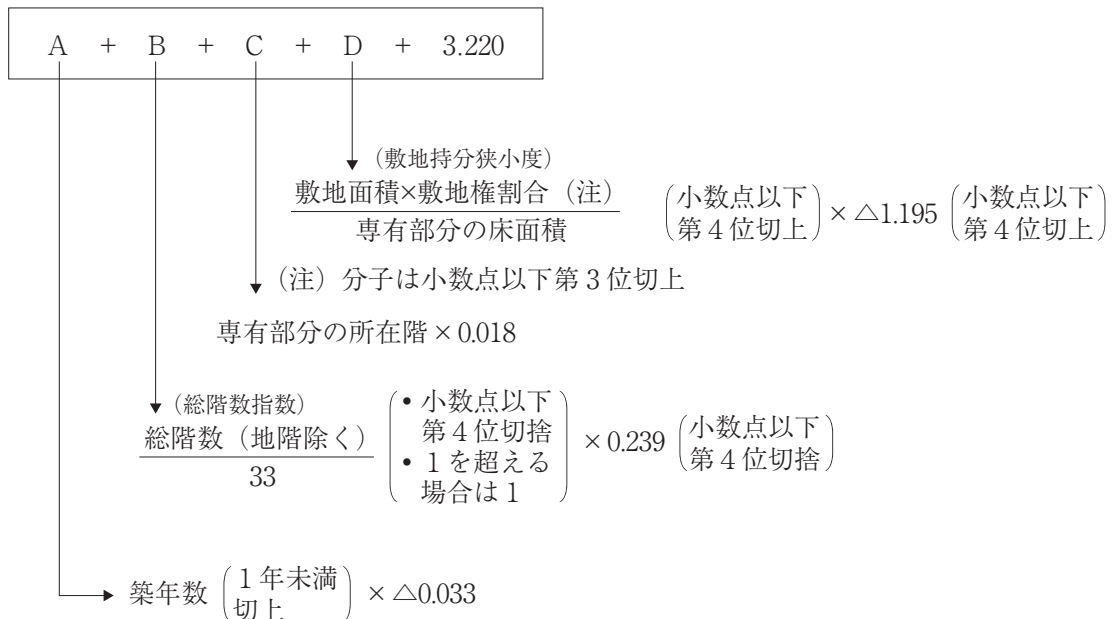
除かれる上記以外の一般的なマンションは、令和6年1月1日以後、以下の算式により計算する。

- ①土地の敷地利用権の評価額 = 自用地としての価額×区分所有補正率
- ②建物の区分所有権の評価額 = 自用家屋としての価額×区分所有補正率
- ③相続税評価額（自用） = ①+②

自用地としての価額とは、令和5年までの計算方法による相続税評価額である。ここに区分所有補正率を乗じて算出する。つまり、区分所有補正率が小さいほど相続税評価額を抑えることができる。

### (2) 評価乖離率

区分所有補正率は、まず時価と評価額がどれくらい乖離しているかを示す評価乖離率を算出することからスタートする。ここで指す時価とは、理論上の時価である。



相続税評価額と市場価格（売買実例価額）との乖離の要因としては、上記4つの指数のほかにもあり得るかもしれない。しかし申告納税制度の下で納税者の負担を考慮すると、これらの4つの指数は納税者自身で容易に把握可能なものであることに加え、特に影響度の大きい要因であるといえる。AとDはマイナスの項目で、BとCはプラスの項目である。

①A

Aは築年数（1年未満切上）に-0.033を乗じた数値である。Aはマイナス要素の項目であるため、築年数が古い方がマイナスの要素が大きくなり、逆に新築に近いマンションほどマイナスの要素が小さくなる仕組みである。

②B（総階数指数）

Bは地階を除く総階数を33で除した数値（小数点以下第4位切捨、1を超える場合は1）に0.239を乗じて算出（小数点以下第4位切捨）する。正確な定義はないが、一般的にタワーマンションとは20階以上のマンションを指すといわれている。高層になればなるほど価値は高くなるが、メンテナンスの難しさなどを考慮してか、Bの計算では33階建て以上であっても評価乖離率には影響させないでいると考えられる。

③C

Cは自身の専有部分の所在階に0.018を乗じた数値である。タワーマンションは高層階になればなるほど、価値が上がる点を考慮している。なお、東京都心では50階を超えるタワーマンションが建築されている。

④D（敷地持分狭小度）

Dは敷地面積に敷地権割合を乗じる（小数点以下第3位切上）。この数値を専有部分の床面積で除した数値（小数点以下第4位切上）に-1.195を乗じて算出（小数点以下第4位切上）する。端数処理が多いことに注意が必要である。

上記A～Dを加減して最後に3.220を足すと、評価乖離率が算出される。例えば今回の（設問4）では、以下のように算出する。

（設問4）

1. 評価対象物件のデータ

新築年月日	2016年8月31日
評価年月日	2024年10月1日
総階数 (地階除く) (ア)	7 階
所在階	3 階
敷地面積 (イ)	1800.00 m <sup>2</sup>
敷地権の割合 (ウ)	2107 / 100000
専有部分面積 (エ)	69.13 m <sup>2</sup>

$$\left. \begin{array}{l} \text{築年数 } \underline{9} \text{ 年 (1年未満切上)} \\ \text{(ア)} \div 33 = \underline{0.212} \quad \begin{array}{l} \text{(総階数指数)} \cdot \text{小数点以下第4位切捨} \\ \cdot \text{1を超える場合は1} \end{array} \\ \text{(イ)} \times \text{(ウ)} \text{ (注)} = \underline{0.549} \quad \begin{array}{l} \cdot \text{小数点以下} \\ \text{第4位切上} \end{array} \\ \text{(エ)} \end{array} \right\}$$

(注) 分子は小数点以下第3位切上

## 資産税

### 2. 評価乖離率の計算

A	築年数×△0.033	△ 0.297
B	総階数指数×0.239 (小数点以下第4位切捨)	+ 0.05
C	所在階×0.018	+ 0.054
D	敷地持分狭小度×△1.195 (小数点以下第4位切上)	△ 0.657
		+ 3.220
(計)		2.370

この計算式は、平成30年の様々な数値を基にして作られている。令和6年からの新たな評価方法は、この理論上の時価の約6割を相続税評価額として算出することを原則とする計算式になっている。しかしながら、令和5年末現在すでに平成30年からは5年が経過し、この間にも都心部のマンションの市場価格は上がり続けている。現在は、本来の市場価格（売買価格）と理論上の時価との間にも乖離ができています。

### (3) 区分所有補正率

次に(2)で算出した評価乖離率を使って、区分所有補正率を算出する。新通達では、評価乖離率の逆数である評価水準との関係で区分所有補正率を定めているが、本稿では、評価乖離率との関係で区分所有補正率を説明する。

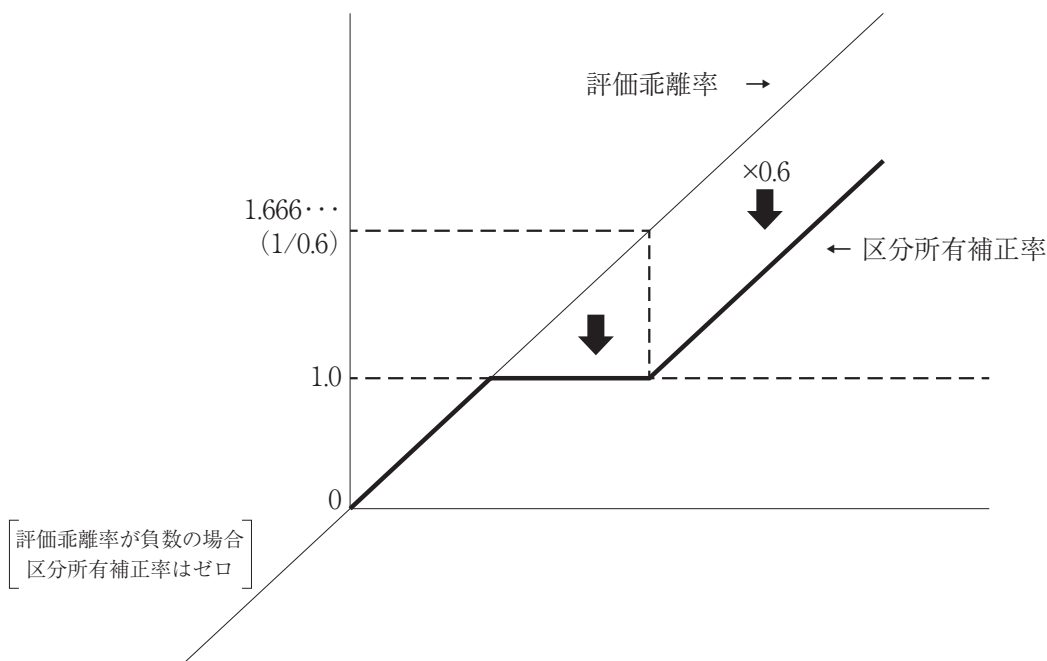
評価水準 $\left[ \frac{1}{\text{評価乖離率}} \right]$	区分所有補正率
0.6未満	評価乖離率×0.6
0.6以上1.0以下	1.0
1.0超	評価乖離率
分母が零以下	評価しない



評価乖離率	区分所有補正率
1.666… (1/0.6) 超	評価乖離率×0.6
1.0以上1.666… (1/0.6) 以下	1.0
0以上1.0未満	評価乖離率
0未満	0

評価乖離率が1.666…を超える場合は、評価乖離率に0.6を乗じたものが区分所有補正率になる。評価乖離率が1.666…以下の場合は、評価乖離率1.0以上1.666…以下のとき区分所有補正率は1.0、評価乖離率0以上1.0未満のとき区分所有補正率は評価乖離率と同数値、そして評価乖離率が負数のとき区分所有補正率はゼロ（評価しない）となる。評価乖離率と区分所有補正率の関係は次の図のようになる。

[評価乖離率と区分所有補正率との関係]



(設問4)では区分所有補正率は、 $2.370 \times 0.6 = 1.422$ となる。以下は、(設問4)と(設問5)における築年数と区分所有補正率との関係を表にまとめたものである。

(設問4) 7階建て

所在階	築年数							
	1年	5年	10年	15年	20年	30年	40年	50年
7階	1.6236	1.5444	1.4454	1.3464	1.2474	1.0494	1.0000	1.0000
5階	1.6020	1.5228	1.4238	1.3248	1.2258	1.0278	1.0000	1.0000
1階	1.5588	1.4796	1.3806	1.2816	1.1826	1.0000	1.0000	0.9810

(設問5) 24階建て

所在階	築年数							
	1年	5年	10年	15年	20年	30年	40年	50年
24階	2.1378	2.0586	1.9596	1.8606	1.7616	1.5636	1.3656	1.1676
20階	2.0946	2.0154	1.9164	1.8174	1.7184	1.5204	1.3224	1.1244
15階	2.0406	1.9614	1.8624	1.7634	1.6644	1.4664	1.2684	1.0704
10階	1.9866	1.9074	1.8084	1.7094	1.6104	1.4124	1.2144	1.0164
5階	1.9326	1.8534	1.7544	1.6554	1.5564	1.3584	1.1604	1.0000
1階	1.8894	1.8102	1.7112	1.6122	1.5132	1.3152	1.1172	1.0000



## 資産税

築15年を経過した7階建ての1階部分や、築30年を経過した24階建ての1階部分でも約1.3倍になることが読み取れる。また、総階数が高い建物ほど、区分所有補正率は全体的に数値が大きくなっていく。なお、評価乖離率を求める算式、及び区分所有補正率を算出する際に乗じる0.6については、適宜見直しが行われるとのことである。

### (4) 区分所有補正率を評価しない場合

上記の2つの表中の太枠や網掛け部分は、区分所有補正率が1.0や1.0以下になっている。さらに築年数が進むと一連の計算式において、理論的には評価乖離率が負数となる場合が考えられる。「評価乖離率が0又は負数の場合には評価しない」とこととされている。非常に希な事例ではあるが、この評価乖離率が負数となる事例とはどのようなものであるか。それは、築年数が古く、敷地持分狭小度が大きい物件である。ある東京都新宿区のマンションを見てみよう。

#### 〈建物〉

- 東京都新宿区××町
- 新築年月日 昭和58年12月7日
- 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
  - 1階 195.61 m<sup>2</sup>
  - 2階 183.46 m<sup>2</sup>
  - 3階 182.98 m<sup>2</sup>
- 専有部分
  - 1階部分 92.57 m<sup>2</sup>

#### 〈土地〉

- 地積 371.90 m<sup>2</sup>
- 共有持分 52443分の9737

この事例を評価すると以下の計算になる。

(設問 6)

1. 評価対象物件のデータ

新築年月日	1983年12月7日	} 築年数 <u>41</u> 年 (1年未満切上)
評価年月日	2024年10月1日	
総階数 (地階除く) (ア)	3 階	} (ア) ÷ 33 = $\frac{\text{(総階数指数)}}{0.090}$ • 小数点以下第4位切捨 • 1を超える場合は1
所在階	1 階	
敷地面積 (イ)	371.90 m <sup>2</sup>	} (敷地持分狭小度) (イ) × (ウ) (注) = $\frac{\text{敷地面積} \times \text{土地の共有持分}}{\text{専有部分面積}}$ = $\frac{371.90 \times 9737}{92.57 \times 52443}$ = <u>0.747</u> • 小数点以下第4位切上
土地の共有持分 (ウ)	9737 / 52443	
専有部分面積 (エ)	92.57 m <sup>2</sup>	

(注) 分子は小数点以下第3位切上

2. 評価乖離率の計算

A	築年数 × △ 0.033	△ 1.353
B	総階数指数 × 0.239 (小数点以下第4位切捨)	+ 0.021
C	所在階 × 0.018	+ 0.018
D	敷地持分狭小度 × △ 1.195 (小数点以下第4位切上)	△ 0.893
		+ 3.220
	(計)	1.013

3. 区分所有補正率の計算

評価乖離率	区分所有補正率
1.666... (1/0.6) 超	評価乖離率 × 0.6
1.0 以上 1.666... (1/0.6) 以下	1.0
0 以上 1.0 未満	評価乖離率
0 未満	0

⇒ 1.000

築41年時点では、まだ評価乖離率は1.013（区分所有補正率は1.000）である。その後次の表のように変化していく。

## 資産税

所在階	1階		2階		3階	
	評価乖離率	区分所有補正率	評価乖離率	区分所有補正率	評価乖離率	区分所有補正率
1年	2.333	1.3998	2.351	1.4106	2.369	1.4214
5年	2.201	1.3206	2.219	1.3314	2.237	1.3422
10年	2.036	1.2216	2.054	1.2324	2.072	1.2432
15年	1.871	1.1226	1.889	1.1334	1.907	1.1442
20年	1.706	1.0236	1.724	1.0344	1.742	1.0452
30年	1.376	1.0000	1.394	1.0000	1.412	1.0000
40年	1.046		1.064		1.082	
41年	1.013		1.031		1.049	
42年	0.980	同左	0.998	同左	1.016	同左
43年	0.947		0.965		0.983	
44年	0.914		0.932		0.950	
45年	0.881		0.899		0.917	
50年	0.716		0.734		0.752	
60年	0.386		0.404		0.422	
70年	0.056		0.074		0.092	
71年	0.023	0.041	0.059			
72年	-0.010	0.0000	0.008	0.0000	0.026	0.0000
73年	-0.043		-0.025		-0.007	
74年	-0.076		-0.058		-0.040	
75年	-0.109		-0.091		-0.073	

築72年を迎えると、ついに1階部分の評価乖離率は負数になり、2～3階部分も築73年には負数になる。評価乖離率はA（築年数×△0.033）の計算により、1年ごとに0.033ずつ減少する。10年で0.33、20年で0.66減少する計算になる。つまり評価乖離率1.666以下になってから1.00を割り込むまでには約20年かかる。さらに同様の計算により1.00から負数になるまで約30年かかる。つまりどんなマンションも評価乖離率が1.666以下となってさらに約50年経過すれば、評価乖離率は負数になる。築70年を超えるマンションは、現時点ではなかなかないであろう。しかし今後の建築技術のさらなる発達や新築資材の改良により、築100年の建物が当たり前になる時代が来るかもしれない。その時々に合わせて「時価評価」を、税法がどのように算出していくのか今後も注目していきたい。

## VI 設問の回答

（設問1）未分割として申告した場合（全体の評価額）

地積が1,800 m<sup>2</sup>のため、地積規模の大きな宅地の評価を行う

奥行価格補正率：普通住宅地区

$$1,800 \text{ m}^2 \div 60 \text{ m} = 30 \text{ m} < 40 \text{ m} \quad \therefore 30 \text{ m} \rightarrow 0.95$$

不整形地補正率：普通住宅地区C，かげ地割合 0.25  $\rightarrow$  0.97

規模格差補正率： $\{(1,800 \text{ m}^2 \times 0.90) + 75\} \div 1,800 \text{ m}^2 \times 0.8 = 0.75$

$$200 \text{ 千円} \times 0.95 \times 0.97 \times 0.75 \times 1,800 \text{ m}^2 = 248,805,000 \text{ 円}$$

(設問2) 市街地農地であった場合 (全体の評価額)

宅地比準方式により評価を行う

宅地であるとした場合の  $1 \text{ m}^2$  当たりの価額 (設問1より)

$$200 \text{ 千円} \times 0.95 \times 0.97 \times 0.75 = 138,225 \text{ 円}$$

宅地造成費の金額  $800 \text{ 円} + 1,800 \text{ 円} = 2,600 \text{ 円}$

$$(138,225 \text{ 円} - 2,600 \text{ 円}) \times 1,800 \text{ m}^2 = 244,125,000 \text{ 円}$$

なお、(設問2) の評価対象地が市街地農地ではなく、市街地周辺農地であった場合には評価額は以下の金額になる。

$$244,125,000 \text{ 円} \times 80\% = 195,300,000 \text{ 円}$$

(設問3) 分筆してそれぞれの相続人が相続した場合 (分筆後の個別評価)

◇Aが相続する部分は  $1,000 \text{ m}^2$  のため、地積規模の大きな宅地の評価を行う

奥行価格補正率：普通住宅地区

$$1,000 \text{ m}^2 \div 32 \text{ m} = 31.25 \text{ m} < 40 \text{ m} \quad \therefore 31.25 \text{ m} \rightarrow 0.95$$

不整形地補正率：普通住宅地区C，かげ地割合 0.21875  $\rightarrow$  0.98

規模格差補正率： $\{(1,000 \text{ m}^2 \times 0.90) + 75\} \div 1,000 \text{ m}^2 \times 0.8 = 0.78$

$$200 \text{ 千円} \times 0.95 \times 0.98 \times 0.78 \times 1,000 \text{ m}^2 = 145,236,000 \text{ 円}$$

◇Bが相続する部分は  $490 \text{ m}^2$  のため、通常の評価を行う

奥行価格補正率：普通住宅地区

$$490 \text{ m}^2 \div 14 \text{ m} = 35 \text{ m} < 38 \text{ m} \quad \therefore 35 \text{ m} \rightarrow 0.93$$

奥行長大補正率： $35 \text{ m} \div 14 \text{ m} = 2.50 \rightarrow 0.98$

不整形地補正率：普通住宅地区A，かげ地割合 0.0789  $\rightarrow$  1.00

$$200 \text{ 千円} \times 0.93 \times 0.98 \times 490 \text{ m}^2 = 89,317,200 \text{ 円}$$

資産税

◇Cが相続する部分は 310 m<sup>2</sup> のため、通常の評価を行う

奥行価格補正率：普通住宅地区

$$310 \text{ m}^2 \div 14 \text{ m} = 22.14 \text{ m} < 32 \text{ m} \quad \therefore 22.14 \text{ m} \rightarrow 1.00$$

不整形地補正率：普通住宅地区A，かげ地割合 0.3080 → 0.90

$$200 \text{ 千円} \times 1.00 \times 0.90 \times 310 \text{ m}^2 = 55,800,000 \text{ 円}$$

(設問 3) の評価額合計 290,353,200 円

(設問 4) 区分所有建物が建築されていた場合

(1) 敷地権

土地全体の評価額 248,805,000 円 (設問 1 より)

$$\begin{aligned} \text{敷地権割合による評価額} &= 248,805,000 \text{ 円} \times 2107/100000 \\ &= 5,242,321 \text{ 円} \end{aligned}$$

1. 評価対象物件のデータ

新築年月日	2016年8月31日	} 築年数 <u>9</u> 年 (1年未満切上)
評価年月日	2024年10月1日	
総階数 (地階除く) (ア)	7 階	(ア) ÷ 33 = <u>0.212</u> • 小数点以下第4位切捨 • 1を超える場合は1
所在階	3 階	
敷地面積 (イ)	1800.00 m <sup>2</sup>	} (敷地持分狭小度) (イ) × (ウ) (注) = <u>0.549</u> • 小数点以下第4位切上
敷地権の割合 (ウ)	2107 / 100000	
専有部分面積 (エ)	69.13 m <sup>2</sup>	(エ)

(注) 分子は小数点以下第3位切上

2. 評価乖離率の計算

A	築年数 × △ 0.033	△ 0.297
B	総階数指数 × 0.239 (小数点以下第4位切捨)	+ 0.05
C	所在階 × 0.018	+ 0.054
D	敷地持分狭小度 × △ 1.195 (小数点以下第4位切上)	△ 0.657
		+ 3.220
	(計)	2.370

3. 区分所有補正率の計算

評価乖離率	区分所有補正率
1.666… (1/0.6) 超	評価乖離率 × 0.6
1.0 以上 1.666… (1/0.6) 以下	1.0
0 以上 1.0 未満	評価乖離率
0 未満	0

⇒ 1.422

5,242,321 円 × 1.422 = 7,454,580 円

(2) 区分所有建物の評価

8,295,600 円 × 1.422 = 11,796,343 円

(3) マンションの評価

(1) + (2) = 19,250,923 円

(設問5) 区分所有建物が建築されていた場合

(1) 敷地権

指定容積率 500% であるため、地積規模の大きな宅地の評価の対象外  
 土地全体の評価額 200 千円 × 0.95 × 0.97 × 1,800 m<sup>2</sup> = 331,740,000 円

敷地権割合による評価額 331,740,000 円 × 16437/1218812  
 = 4,473,873 円

1. 評価対象物件のデータ

新築年月日	2000年6月19日	} 築年数 25 年 (1年未満切上)
評価年月日	2024年10月1日	
総階数 (地階除く) (ア)	24 階	} (ア) ÷ 33 = 0.727 (総階数指数) ・小数点以下第4位切捨 ・1を超える場合は1
所在階	24 階	
敷地面積 (イ)	1800.00 m <sup>2</sup>	} (敷地持分狭小度) (イ) × (ウ) (注) = 0.191 (エ) ・小数点以下第4位切上
敷地権の割合 (ウ)	16437 / 1218812	
専有部分面積 (エ)	127.47 m <sup>2</sup>	

(注) 分子は小数点以下第3位切上

2. 評価乖離率の計算

A	築年数 × △ 0.033	△ 0.825
B	総階数指数 × 0.239 (小数点以下第4位切捨)	+ 0.173
C	所在階 × 0.018	+ 0.432

資産税

D	敷地持分狭小度×△1.195 (小数点以下第4位切上)	△ 0.229
		+ 3.220
	(計)	2.771

3. 区分所有補正率の計算

評価乖離率	区分所有補正率
1.666… (1/0.6) 超	評価乖離率×0.6
1.0以上 1.666… (1/0.6) 以下	1.0
0以上 1.0未満	評価乖離率
0未満	0

⇒ 1.6626

$$4,473,873 \text{ 円} \times 1.6626 = 7,438,261 \text{ 円}$$

(2) 区分所有建物の評価

$$15,296,400 \text{ 円} \times 1.6626 = 25,431,794 \text{ 円}$$

(3) マンションの評価

$$(1) + (2) = 32,870,055 \text{ 円}$$

(設問6) 評価乖離率が負数になる場合

築年数が古くなると評価乖離率が負数になることがあり得る。評価乖離率が1/0.6超となる期間は敷地持分狭小度等の諸条件により異なるが、築年数30年～50年程度の期間になる。その後、約20年間(0.033×20=0.66)は評価乖離率1以上1/0.6以下の期間が続き、さらにその後、約30年間(0.033×30=0.99)は評価乖離率0以上1.0未満の期間になる。つまり、どんなマンションも評価乖離率が1/0.6以下になって、さらに約50年経過すれば評価乖離率は負数になる。

評価乖離率	区分所有補正率	
1.666… (1/0.6) 超	評価乖離率×0.6	←築年数約30年～50年の期間
1.0以上 1.666… (1/0.6) 以下	1.0	←上記から約20年間
0以上 1.0未満	評価乖離率	←上記から約30年間
0未満	0	←その後負数になる

「租税法事例研究会」構成員名簿

部 会	氏 名	所 属
法 人 税 部 会	◎成 道 秀 雄 名誉教授	成蹊大学
	○鈴 木 一 水 教 授	神戸大学社会システムイノベーションセンター
	金 子 友 裕 教 授	東洋大学経営学部
	佐 藤 修 二 教 授	北海道大学大学院法学研究科
	白 土 英 成 税理士	千葉県税理士会
	藤 曲 武 美 税理士	東京税理士会
	吉 村 政 穂 教 授	一橋大学大学院法学研究科
所 得 税 部 会	◎神 野 直 彦 名誉教授	東京大学
	○田 中 治 名誉教授	大阪府立大学
	岩 崎 政 明 教 授	明治大学大学院法務研究科
	牛 嶋 勉 弁 護 士	第一東京弁護士会
	佐 藤 英 明 教 授	慶應義塾大学大学院法務研究科
	武 田 涼 子 弁 護 士	第一東京弁護士会
	渡 辺 徹 也 教 授	早稲田大学法学学術院
資 産 税 部 会	◎首 藤 重 幸 名誉教授	早稲田大学
	○渋 谷 雅 弘 教 授	中央大学法学部
	伊 藤 信 彦 弁 護 士	第一東京弁護士会
	小 池 正 明 税理士	東京税理士会
	柴 原 一 税理士	東京税理士会
	野 口 浩 教 授	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科
	平 川 英 子 教 授	駒澤大学法学部

(注) ◎印は部会長 ○印は部会長代理



税務事例研究 第198号 (2024)

---

2024年3月20日 発行

編者 公益財団法人日本税務研究センター

発行者 西村 新

東京都品川区大崎1丁目11番8号

日本税理士会館1F

電話 03(5435)0912(代表)

---

※無断転用・転載等は、一切お断り致します。

定価990円(本体900円 + 税 10%)

賛助会員の購読料は年会費に含まれます。